

第3次 阿賀野市食育推進計画 (案)

阿賀野の食で、豊かな人間性と健康な心身(からだ)を育み、
人と人とのつながりを大切にし、明るい未来を築く



～食べる楽しみ 阿賀野の恵み～



令和2年 月
阿賀野市

目 次

第1章 計画に対する基本的な考え方

1	計画策定の意義	1
2	基本理念	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	3

第2章 計画の基本的な方向

1	第2次計画の結果	4
2	第2次計画の結果分析及び食に関する現状	15
3	課題と目標	20
4	計画全体の推進目標	22
5	第3次計画の数値目標	23
6	計画の推進体制	25

第3章 取組の内容

1	「食に関する知識の習得と健全な食習慣の実践」のために	26
2	「安心・安全な農畜産物の生産と地産地消の推進」のために	29
3	「食文化の伝承と発展」のために	31
4	「食をとりまく環境問題への取組」のために	32
5	推進体系	33

第4章 計画の推進管理

1	推進組織	34
2	関係者の役割	34
3	目標達成評価フロー（PDCAサイクルの活用）	36

参 考 資 料

1	食育基本法	37
2	策定組織名簿	41
3	策定経過	42

2 基本理念

食は命の源であり、健全な食生活なくして私たちの健康は維持できないこと、自然の恵みや「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めることなど市民一人ひとりが「食」について見つめ直すことが、今とても重要になっています。

そこで、これらを踏まえて第1次計画および第2次計画から引き続き、

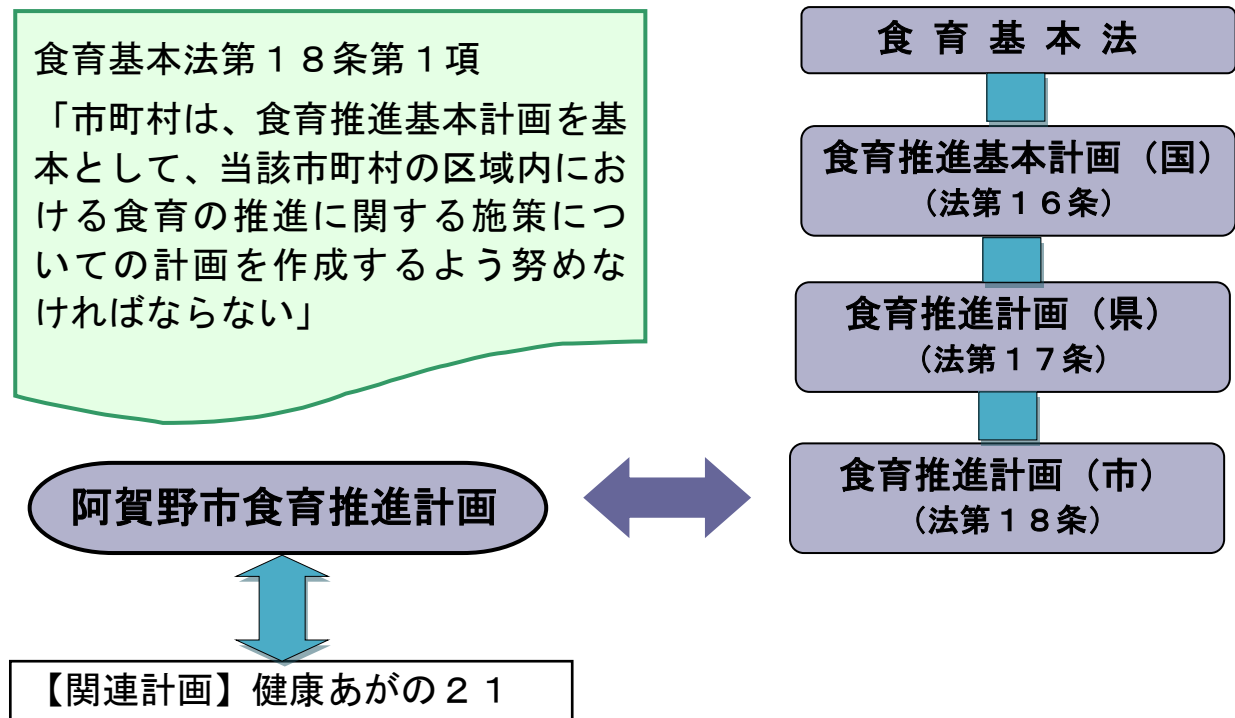
**阿賀野の食で、豊かな人間性と健康な心身（からだ）を育み、
人と人とのつながりを大切にし、明るい未来を築く**

キャッチフレーズ： 「食べる楽しみ 阿賀野の恵み」

このことを目指すことを基本理念とします。

3 計画の位置づけ

阿賀野市食育推進計画は、食育基本法に基づき、国の食育推進基本計画に沿って策定しました。この計画は、食育を進めるための基本的な考え方を明らかにするとともに、食育を具体的に推進するための総合的な指標として位置づけます。



※健康あがの21(市町村健康増進計画)と整合を図っています

4 計画の期間

この第3次計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、関連計画の「健康あがの21」と計画期間を合わせます。

社会経済情勢の変化などによって、計画の変更が必要になった場合には、阿賀野市食育推進会議の意見を聴いて、見直すこととします。

H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
		第3次 食育推進基本計画 (H28~R2)									
			第2次 新潟県食育推進計画 改定 (H29~R2)								
	第2次 阿賀野市食育推進計画 (H27~R1)					第3次 阿賀野市食育推進計画 (R2~R6)					
	第2次 健康あがの21計画 (H27~R6) (R1 中間評価)										

第2章 計画の基本的な方向

1 第2次計画の結果

全指標の目的達成状況（第2次計画策定時と現状値により判定）

集計	評価指標項目	割合
目標達成（改善率 90%以上）	7	16%
改善（改善率 50%以上 90%未満）	5	11%
やや改善（改善率 10%以上 50%未満）	11	25%
変わらない（改善率 -10%以上 10%未満）	4	9%
悪化（改善率 -10%未満）	17	39%
指標数 計	44	
達成・改善・やや改善	23	52.3%

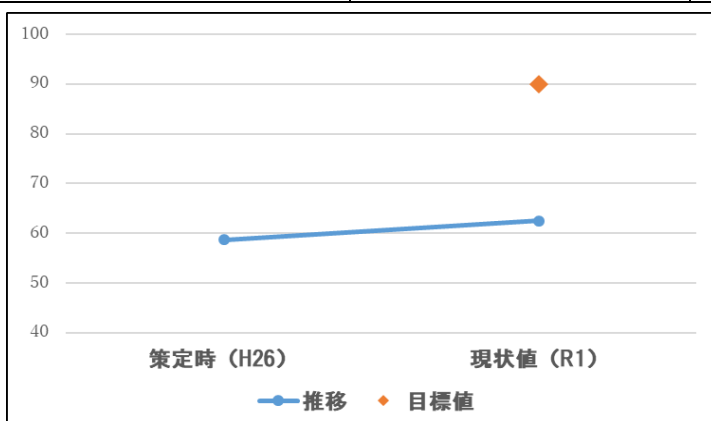
目標設定時の値と直近を比較し、どの程度改善したかを判断する手法により実施しました。

（第2次計画策定時値・H26年、現状値・R1年）

（1）食育全体推進目標

○食育に関心をもっている人の割合の増加

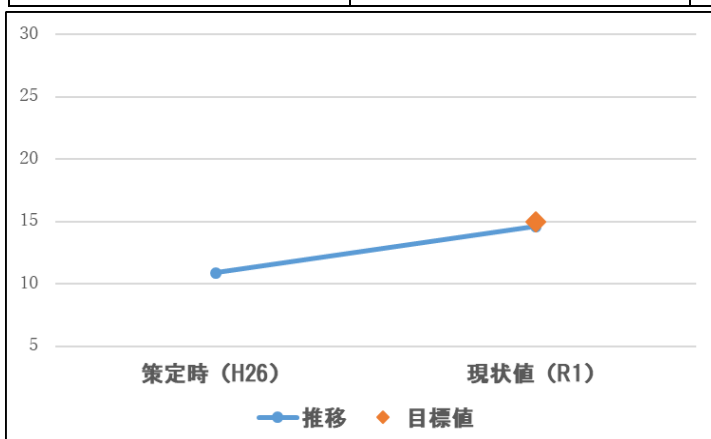
2次計画策定時（H26）	現状値（R1）	計画目標値	判定
58.7%	62.5%	90%以上	やや改善



関心をもっている人の割合は少し増えてきているが、目標値には届いていない。年代別に見ると 60.70 歳代と子育て世代の 30.40 歳代で関心をもっている人が高い。10.20 歳代で関心が低い。

○食育メッセージを知っている人の割合の増加

2次計画策定時（H26）	現状値（R1）	計画目標値	判定
10.9%	14.6%	15%以上	目標達成



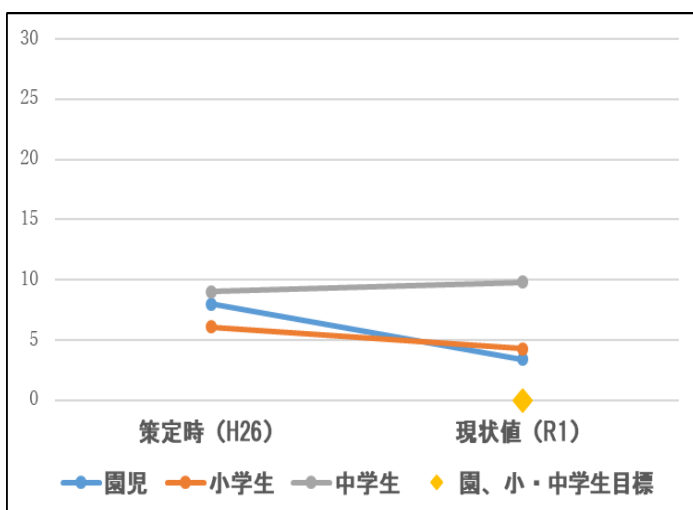
知っている人の割合は増加し、ほぼ目標値に近づいている。年代別では 60 歳以上の認知度が高い。40 歳代までの若い世代は認知度が低い。

(2) 施策別推進目標

① 「食に関する知識の習得と健全な食習慣の実践」

○朝食を毎日食べていない人の割合の減少

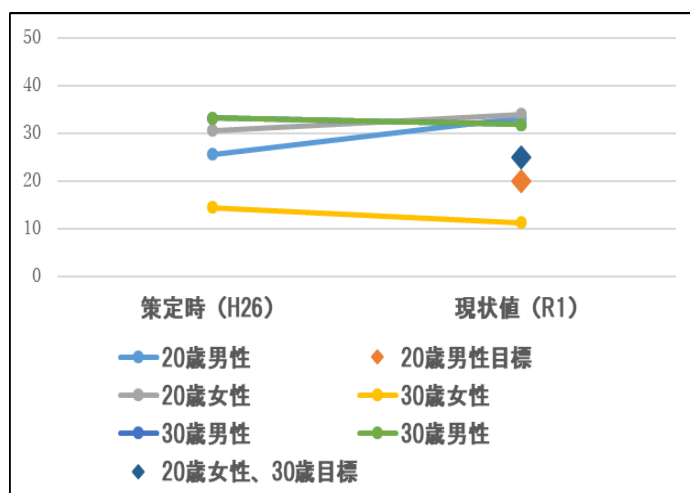
	2次計画策定時 (H26)	現状値 (R1)	計画目標値	判定
園児	8.0%	3.4%	0.0%	改善
小学生	6.1%	4.3%	0.0%	やや改善
中学生	9.0%	9.8%	0.0%	変わらない
20歳代男性	25.7% (H27)	50.0%	20%以下	悪化
20歳代女性	30.7% (H27)	30.6%	25%以下	かわらない
30歳代男性	33.3% (H27)	29.3%	25%以下	やや改善
30歳代女性	14.6% (H27)	23.9%	25%以下	悪化



子どもの割合は園児、小学生で改善がみられた。

中学生では変わらない状況である。朝食を食べなくなった時期としては、中学生からの割合が増えてくる。

参考：(国) 第3次食育推進基本計画 (2018)
朝食欠食子どもの割合 5.5%



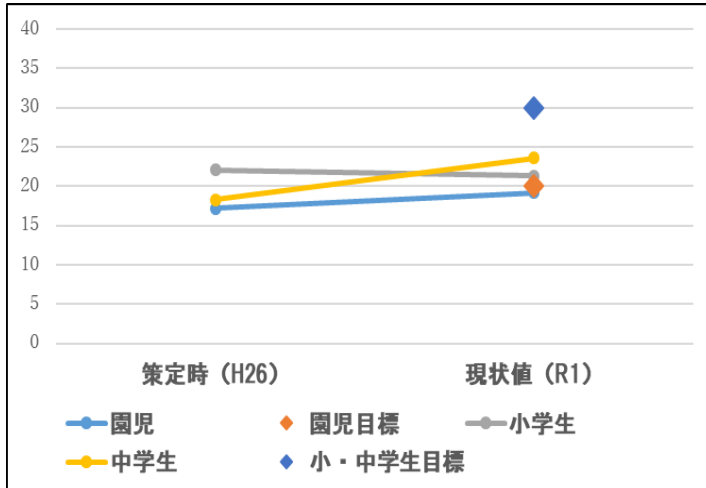
若い世代では、20歳代男女で悪化していた。30歳代男性ではやや改善が見られ、30歳代女性は、目標値に達成していた。

年代別では20歳代が食べていない割合が一番高く、年代が上がるにつれ食べている割合が高くなっている。

参考：(国) 第3次食育推進基本計画 (2018)
朝食を欠食する若い世代の割合 26.9%

○いつもお手伝いをしている子どもの割合の増加

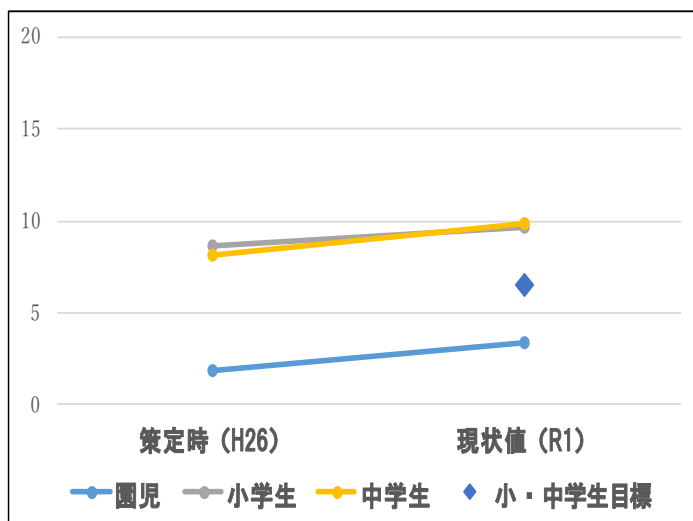
	2次計画策定時 (H26)	現状値 (R1)	計画目標値	判定
園児	17.2%	19.2%	20%以上	改善
小学生	22.1%	21.3%	30%以上	悪化
中学生	18.3%	23.6%	30%以上	やや改善



園児、中学生では増加し、改善がみられたが、小学生で微減し、悪化の判定となった。

○肥満傾向児の割合の減少（肥満度 20%以上）

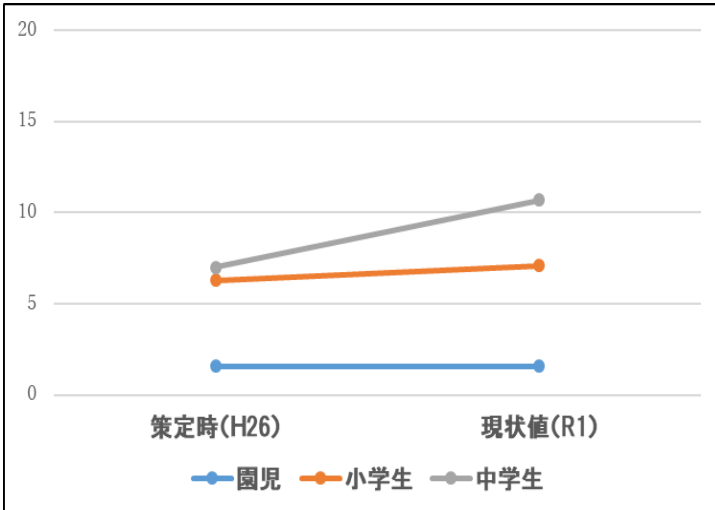
	2次計画策定時 (H26)	現状値 (R1)	計画目標値	判定
園児	1.8%	3.3%	減少	悪化
小学生	8.6%	9.6%	6.5%以下	悪化
中学生	8.1%	9.8%	6.5%以下	悪化



園児、小学生、中学生で割合が増加して、悪化している。全年代で県の平均より高い現状である。

○瘦身傾向児の割合の減少（肥満度－15%以下）

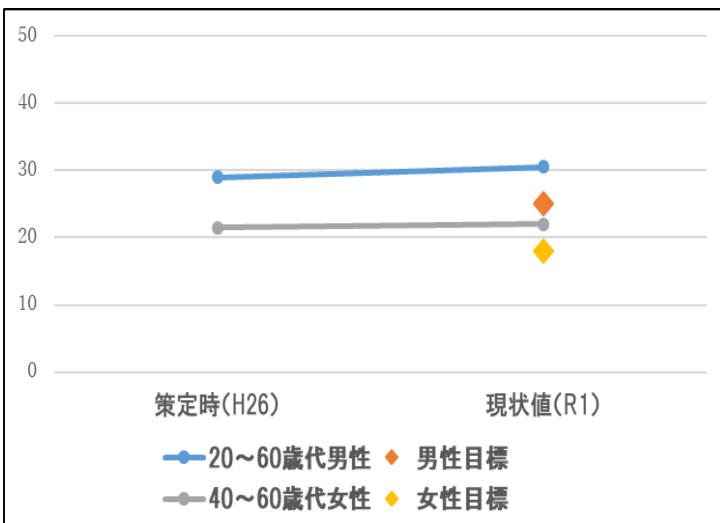
	2次計画策定時 (H26)	現状値 (R1)	計画目標値	判定
園児	1.6%	1.6%	減少	変わらない
小学生	6.3%	7.1%	減少	悪化
中学生	7.0%	10.7%	減少	悪化



園児では割合は変わらない。
小学生では割合がやや増加している。
中学生の割合の増加が大きく、悪化している。

○肥満者の割合の減少

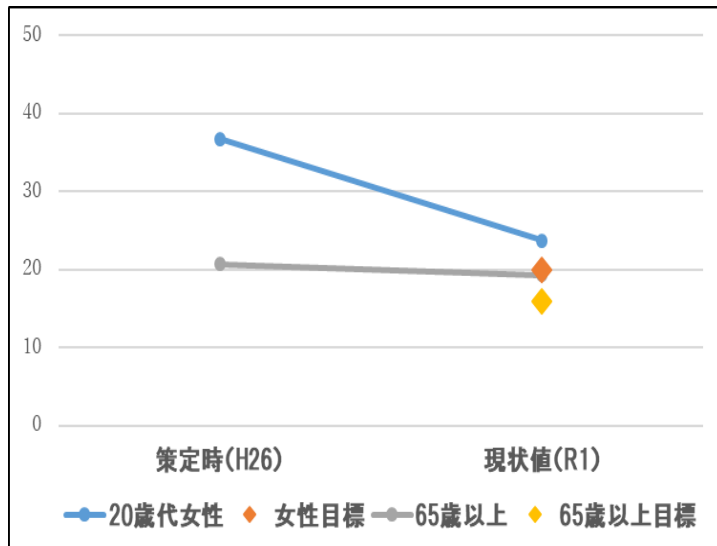
	2次計画策定時 (H26)	現状値 (R1)	計画目標値	判定
20～60歳代 男性	29.0%	30.5%	25%以下	悪化
40～60歳代 女性	21.5%	21.9%	18%以下	悪化



20～60歳代男性、40～60歳代女性で割合が増加傾向で悪化している。

○低体重者の割合の減少

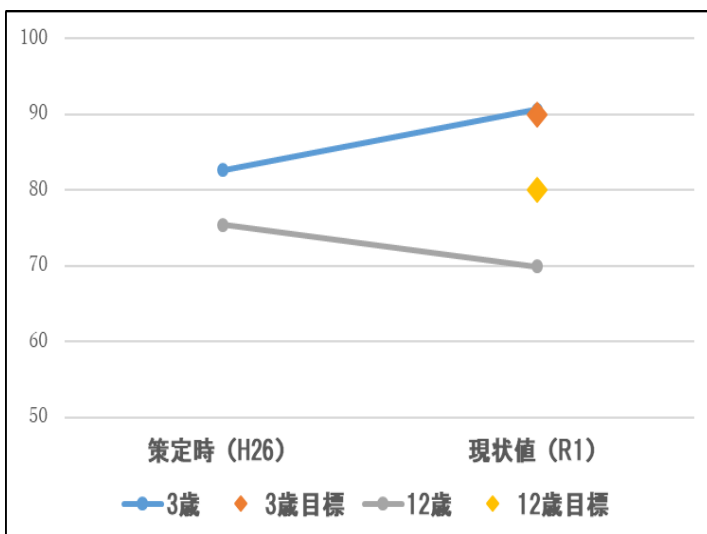
	2次計画策定時 (H26)	現状値 (R1)	計画目標値	判定
20歳代女性 (BMI18.5以下)	36.7%	23.1%	20%以下	改善
65歳以上 (BMI20.0以下)	20.7%	19.3%	16%以下	やや改善



20歳代女性で割合が減少し改善している。65歳以上では割合が微減し、やや改善傾向である。

○むし歯がない児の割合の増加

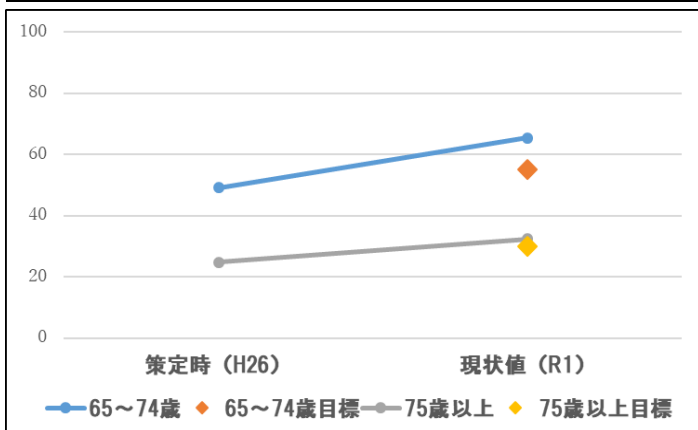
	2次計画策定時 (H26)	現状値 (R1)	計画目標値	判定
3歳	82.6%	90.6%	90%	目標達成
12歳	75.4%	69.9%	80%	悪化



3歳児でむし歯のない児が増え、目標を達成していた。12歳児は減少しており、悪化がみられた。

○歯が20本以上ある人の増加

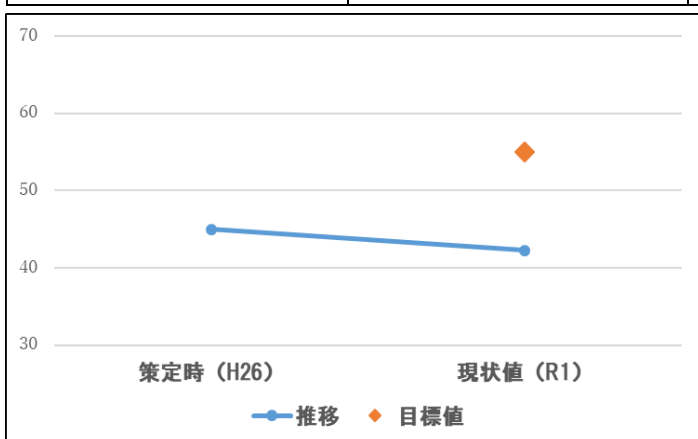
	2次計画策定時 (H26)	現状値 (R1)	計画目標値	判定
65～74歳	49.1%	65.4%	55%以上	目標達成
75歳以上	24.8%	32.4%	30%以上	目標達成



65～74歳、75歳以上で共に増加し、目標を達成した。

○野菜料理（漬物以外）を1食に2皿以上食べている人の割合の増加

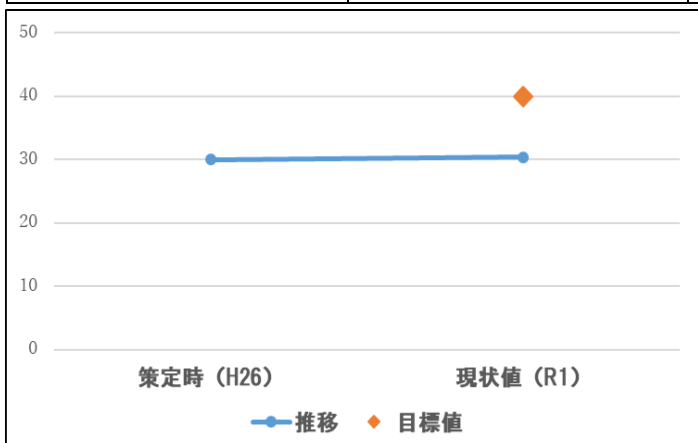
2次計画策定時 (H26)	現状値 (R1)	計画目標値	判定
45.0%	42.3%	55%以上	悪化



野菜料理を食べている人は減少し悪化していた。
食べない年代としては、20、40、50歳代で多く見られ、80歳以上で付け合わせ程度食べる割合が高く、食べる量が少ない傾向である。

○果物を1日1回以上食べている人の割合の増加

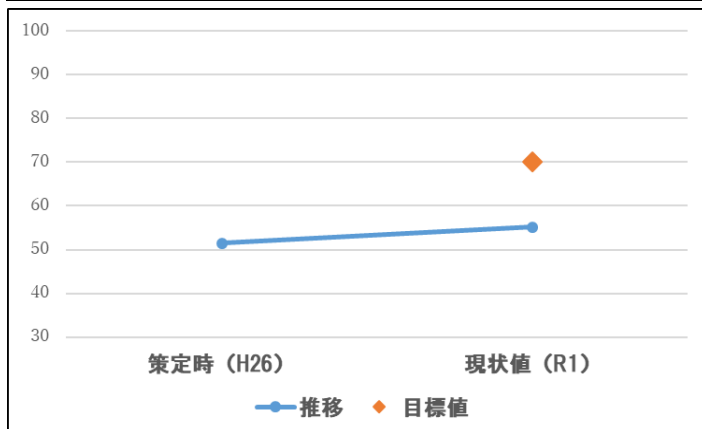
2次計画策定時 (H26)	現状値 (R1)	計画目標値	判定
30.0%	30.4%	40%以上	変わらない



1日1回以上食べる割合は変わらない。
果物はときどき食べる割合が半数以上で高かった。ほとんど食べない割合は1割程度。
男女別では1日1回以上食べる割合は男性26.4%、女性65.2%で、女性の割合が高かった。

○外食や食品を購入する際に栄養成分表示を参考にする人の増加

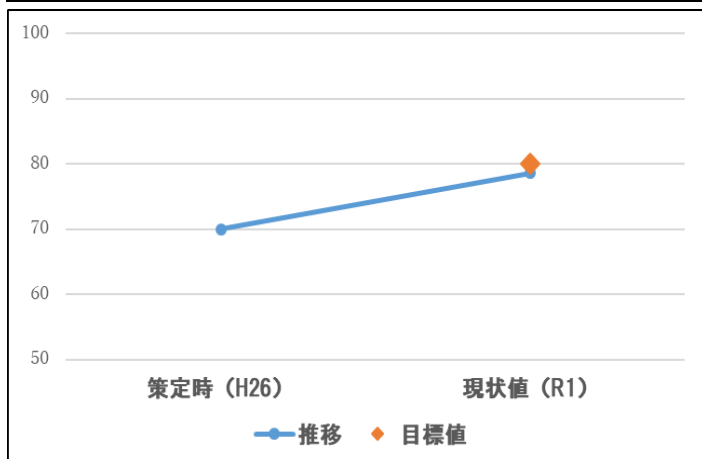
2次計画策定時(H26)	現状値(R1)	計画目標値	判定
51.5%	55.2%	70%以上	やや改善



栄養成分表示を参考にする人の割合は増加傾向であり、40歳代以降が参考にする割合が5割以上と高くなっている。

○主食・主菜・副菜のそろった栄養バランスのとれた食事を1日2回以上食べている者の割合の増加

2次計画策定時(H26)	現状値(R1)	計画目標値	判定
70.0%	78.6%	80%以上	改善

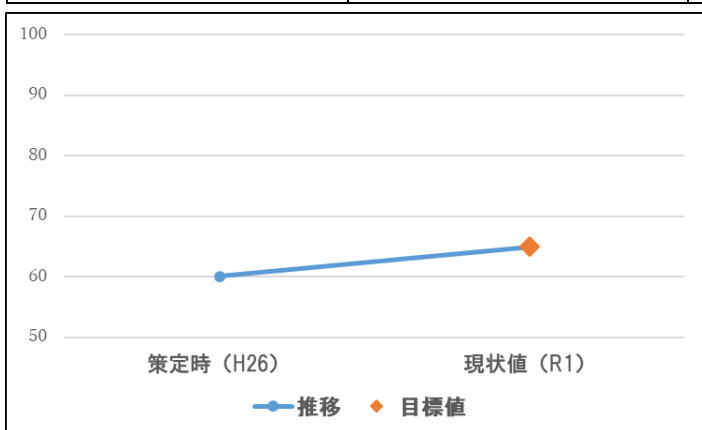


バランスのとれた食事を2回以上している割合は増加して、改善している。3食バランスのとれた食事をしている人は4割。1食以下の方は2割弱みられた。

参考：(国)第3次食育推進基本計画(2018)
主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合 58.6%

○普段の食事で減塩(適塩)をこころがけている人の割合の増加

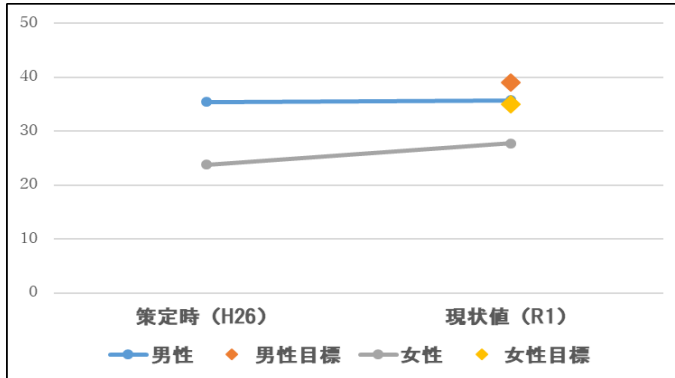
2次計画策定時(H26)	現状値(R1)	計画目標値	判定
60.1%	64.9%	65%以上	目標達成



割合は増加しており、目標を達成している。こころがけている年代は60歳代以上に多い。こころがけていない人の理由としては「濃い味付けが好きだから」「自分で食事をつくらないから」「健康上の問題がないから」が多くみられた。

○1日30分以上、週2回以上の運動を1年以上継続している者の増加

	2次計画策定時 (H26)	現状値 (R1)	計画目標値	判定
男性	35.4%	35.7%	39%以上	変わらない
女性	23.8%	27.7%	35%以上	やや改善

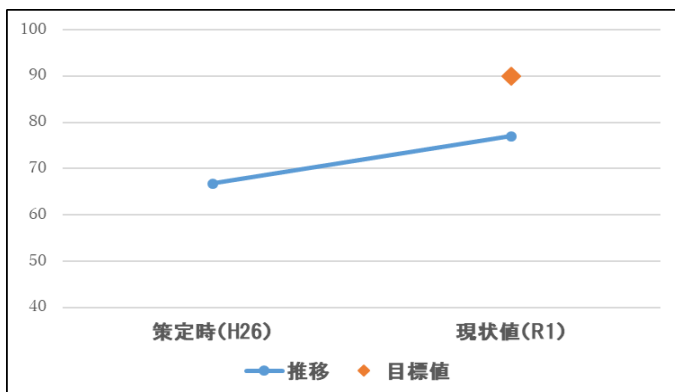


男性は微増、女性では増加し、改善傾向がみられた。
70歳代が一番割合が高く、60歳代から増加傾向である。

②「安全・安心な農畜産物の生産と地産地消の推進」

○地産地消に関心のある人の増加

2次計画策定時 (H26)	現状値 (R1)	計画目標値	判定
66.8%	77.0%	90%以上	やや改善

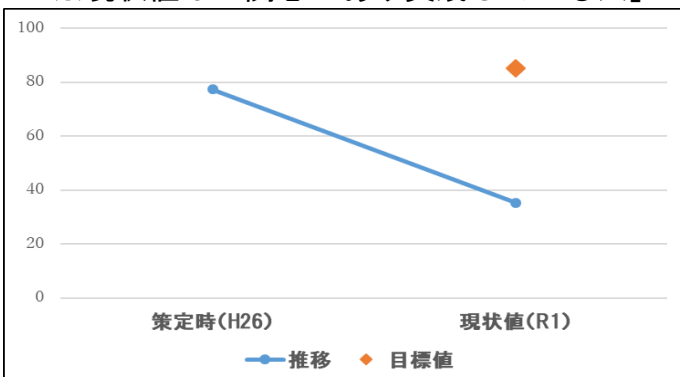


関心のある人の割合は増加し、やや改善傾向だった。

○地産地消を実践している人

2次計画策定時 (H26)	現状値 (R1)	計画目標値	判定
77.3%	35.4%	85%以上	悪化

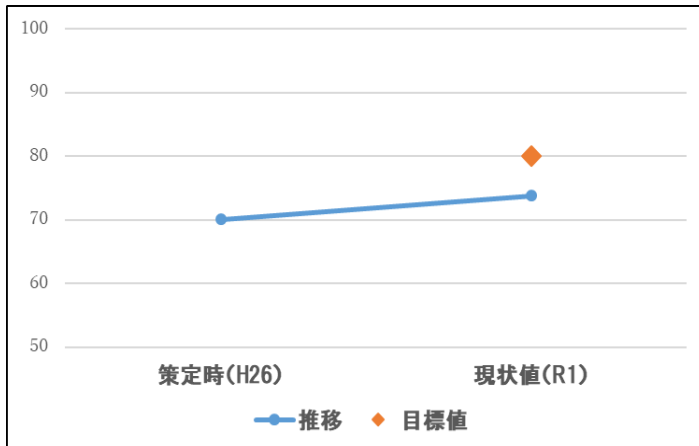
※現状値は「関心があり実践している人」の値



策定時とアンケートの設問方法が変わったこともあってか、実践している人の割合が減少した。
20歳代の若い世代で「関心はあるが実践していない」割合が高かった。

○地場産野菜の直売所またはスーパーの直売コーナーの利用者の増加

2次計画策定時(H26)	現状値(R1)	計画目標値	判定
70.1%	73.8%	80%以上	やや改善

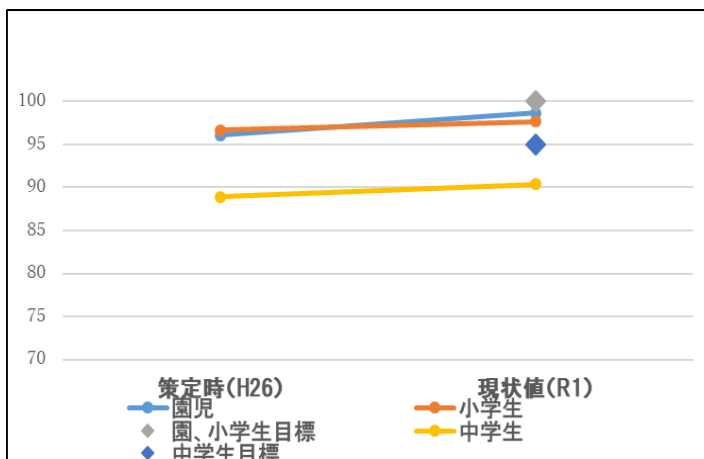


利用者は増加している。直売所の利用の定着や、スーパーの直売所の充実が考えられる。直売所の利用理由は「新鮮だから」が一番高い。

③ 「食文化の伝承と発展」

○1日1回以上、週5回以上家族と一緒に食事をする者の割合の増加

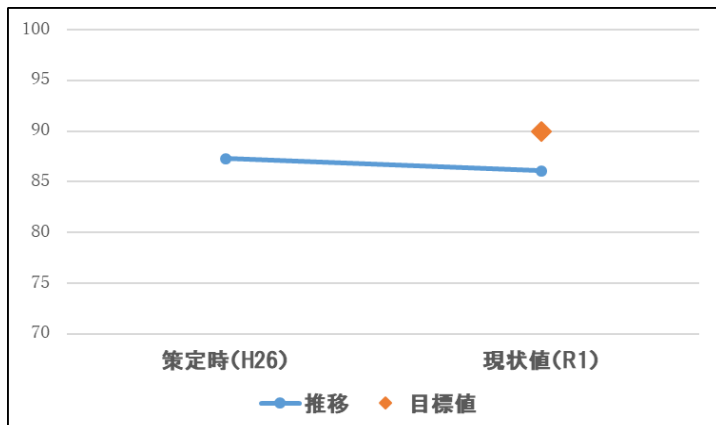
	2次計画策定時(H26)	現状値(R1)	計画目標値	判定
園児	96.1%	98.7%	100%	改善
小学生	96.7%	97.7%	100%	やや改善
中学生	88.9%	90.4%	100%	やや改善



全年代において微増し、改善傾向にある。

○ごはん(米飯)を1日2食以上食べている人の割合の増加

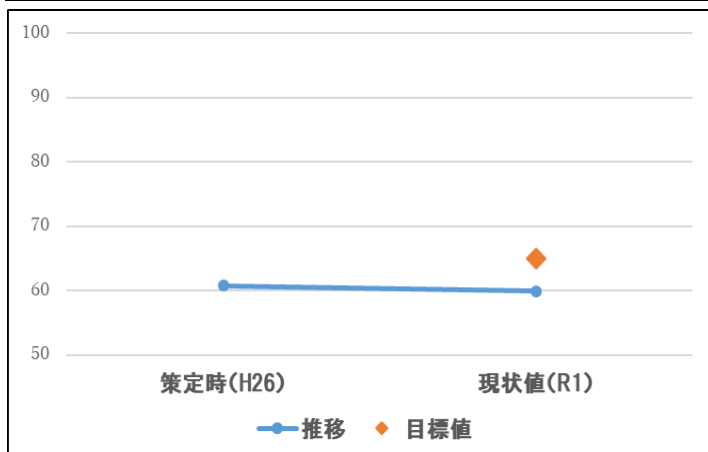
2次計画策定時(H26)	現状値(R1)	計画目標値	判定
87.3%	86.1%	90%以上	悪化



微減しており、悪化している。近年の食行動による糖質離れと、ごはん以外での主食の摂取があると思われる。1食以下が1割以上みられた。

○家で郷土料理を食べている人の割合の増加

2次計画策定時(H26)	現状値(R1)	計画目標値	判定
60.8%	59.9%	65%以上	悪化

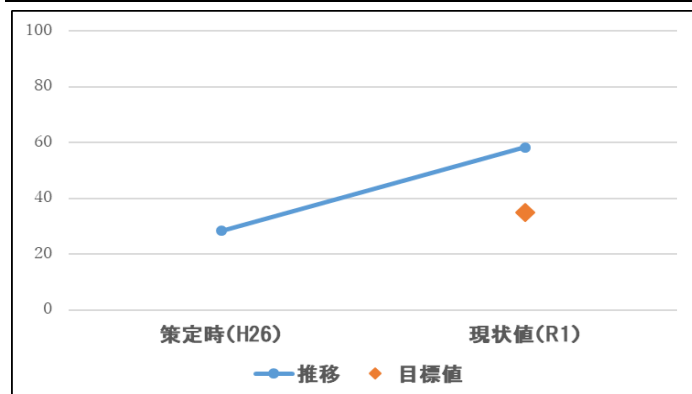


微減している。郷土料理がわからない割合も2割近くある。

④ 「食をとりまく環境問題への取組」

○マイバックの利用者数の増加

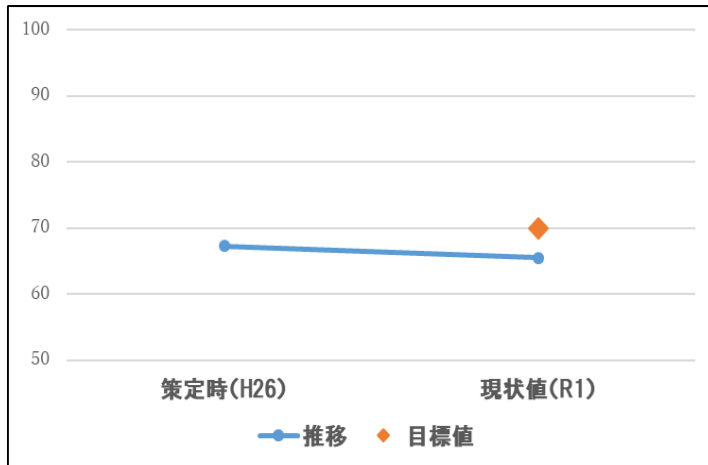
2次計画策定時(H26)	現状値(R1)	計画目標値	判定
28.3%	58.2%	35%以上	目標達成



利用者が増加しており、目標値に達成している。プラスチックごみ削減の国内外の状況から企業の取組と、個人のごみ削減の意識の向上が増加の要因と思われる。

○家庭から出すごみを減らす努力者の増加

2次計画策定時(H26)	現状値(R1)	計画目標値	判定
67.3%	65.5%	70%以上	悪化

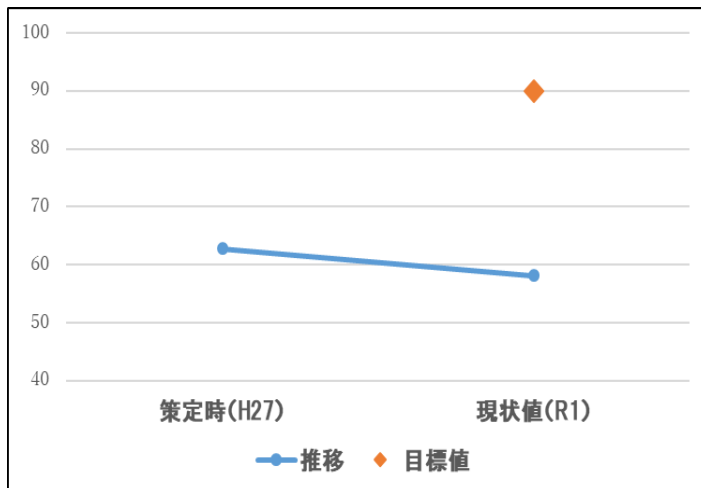


減少している。環境問題への意識の向上のためにも、更なる啓発が必要である。
40歳代後半から、削減の努力をしている人の割合が多くなっている。

●重点目標

「家族で毎日朝ごはん（米飯）」

2次計画策定時(H27)	現状値(R1)	計画目標値	判定
62.8% (H27)	58.1%	90%以上	悪化



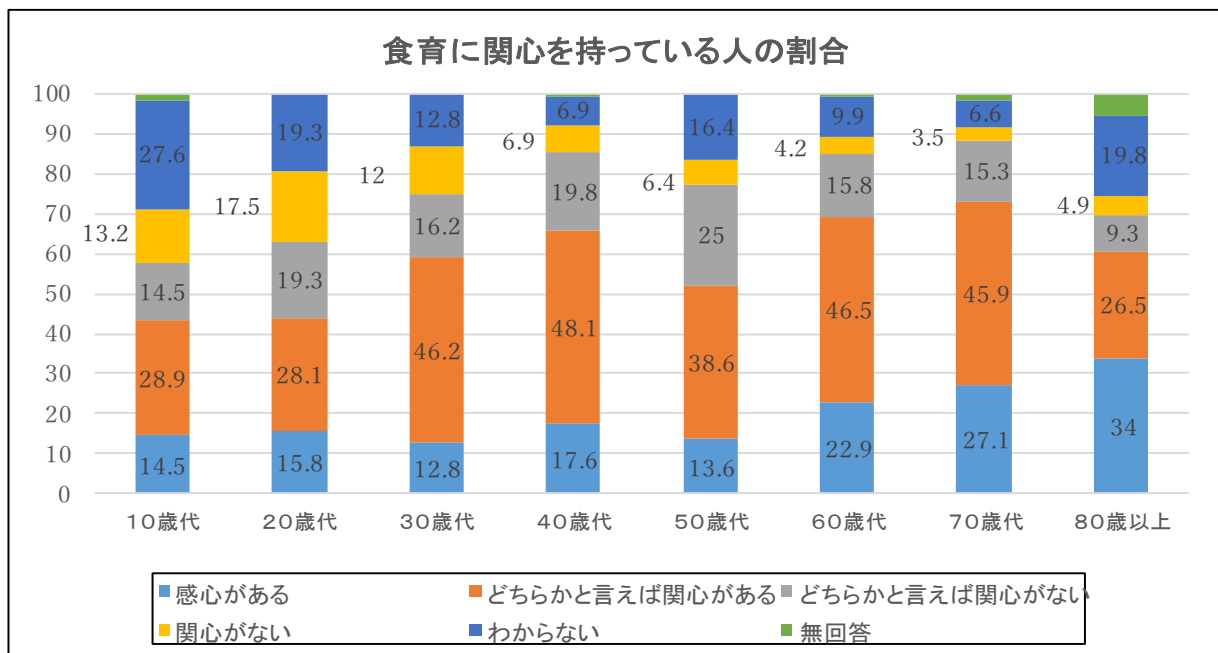
家族の誰かと朝ごはんを食べている割合は減少している。
ライフスタイルの多様化も要因と思われる。

2 第2次計画の結果分析及び食に関する現状

(1) 食育全体推進目標

<達成状況>

- 食育に関心を持つ人は少しずつ増えてきている。60、70歳代と子育て世代の30、40歳代で関心が高く、若い世代で関心が低い。
- 食育メッセージの認知度は目標達成している。40歳代以下の若い世代で認知度が低い。



R1 阿賀野市健康と生活に関するアンケートより

<課題と今後の方向性>

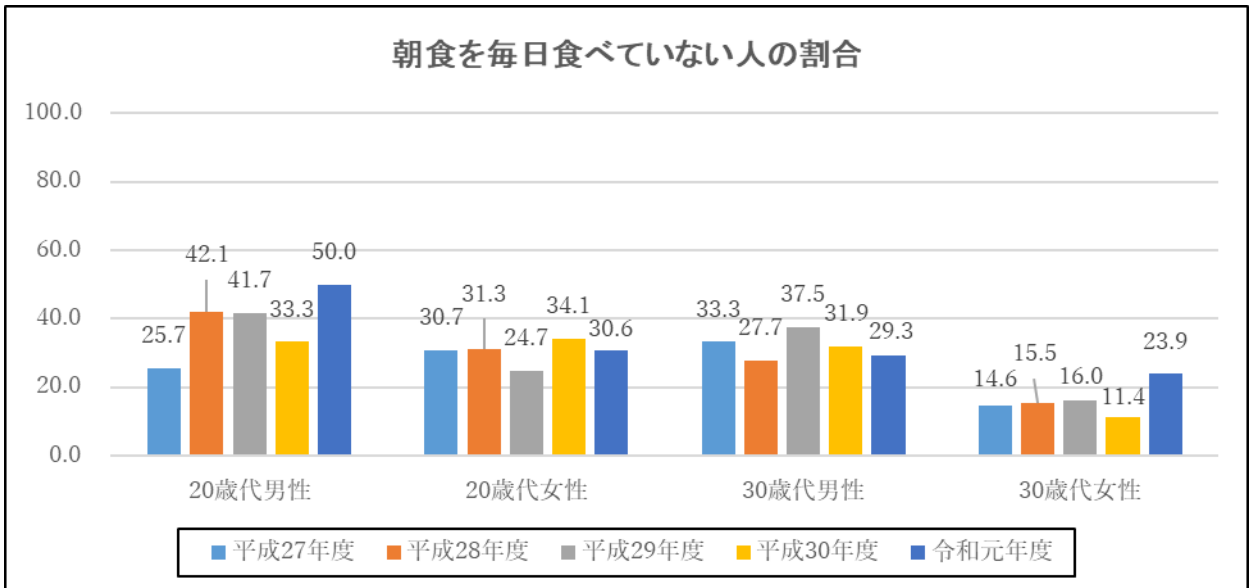
- 10歳代、20歳代の食育に関心がない割合が高い。幼児期、小中学校での食育教育の強化と、若い世代への啓発が必要である。
- 食育メッセージの普及啓発から認知度は高くなっている。今後は認知度が低い若い世代への啓発をし、全世代で各分野の食育推進をしていく。

(2) 施策別推進目標

①「食に関する知識の習得と健全な食習慣の実践」

<達成状況>

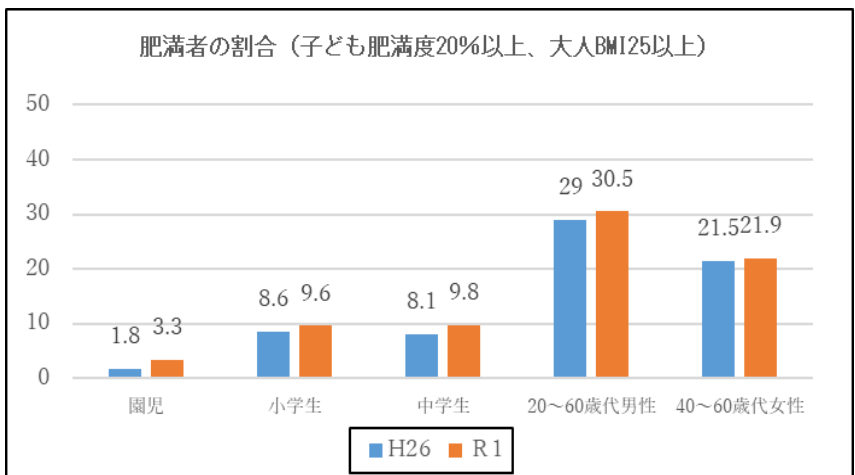
- 朝食欠食状況は、園児・小学生で改善が見られ、中学生では変わらない状況であった。20歳代男女で悪化が見られた。30歳代男性はやや改善が見られ、30歳代女性は改善し目標値に達成していた。
- お手伝いをしている子どもは、小学生でやや現状値が下がり、悪化がみられた。



R1 阿賀野市まちづくりアンケートより

○体格の状況は、園児から中学生全年代で肥満が増え悪化している。痩身傾向児も小中学生で増え、悪化していた。

成人では、肥満者は20～60歳代男性、40～60歳代女性で増加し悪化。低体重者は20歳代女性、60歳以上で減少し改善がみられた。



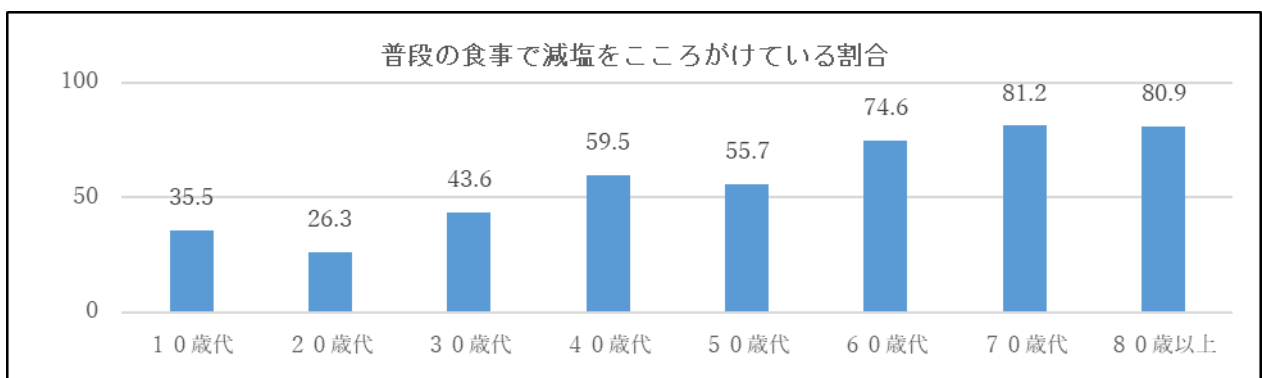
R1 小児発育調査、学校身体測定、市集団健診より

○むし歯の状況は3歳児で目標達成したが、12歳児はむし歯がない児が減り、悪化していた。歯が20本以上ある高齢者は増加し目標達成していた。

○バランスの良い食事をしている割合は増加しているが、野菜料理の摂取状況は減少していた。果物の摂取はほぼ変化がなかった。

○減塩をこころがけている割合は増加し、目標達成していたが、こころがけている年代は60歳代以降が高い。学童思春期においては、減塩の関心が低い。

○運動習慣はやや増加しており、改善傾向であった。70歳代が一番運動習慣者が多く、60歳代から増加していた。



R1 阿賀野市健康と生活に関するアンケートより

＜課題と今後の方向性＞

- 若い世代、特に20歳代の朝食摂取に向けて、成人式等で啓発していく。
- 朝食を食べなくなった時期は中学生から割合が増えてくることから、中学生生活習慣病予防事業を通して、朝食摂取と体格について啓発を行う。
- マタニティ教室では、20～30歳代の若い男性に啓発できる貴重な機会になる。そこで朝食摂取や減塩などの健康情報を伝えていく。
- 園児の発育調査を継続実施し、バランス食や間食の摂り方について園と協力し家庭にも啓発していく。
- 成人の肥満が増加しているため、バランス食、適量食、野菜料理摂取を啓発していく。
- 20歳代女性のやせは出産、子どもへの影響が大きく、今後も啓発を継続。
高齢期のやせは低栄養、フレイルにつながる危険性があるため、食事の多様性が低下しないよう啓発。
- 口の健康は食生活に大きくかわるため、小児期のむし歯予防。高齢者の歯、口の健康維持について啓発。
- 塩分摂取目標量は達成していない状況から、更なる減塩の普及、「塩のとりすぎ10の食習慣」の啓発を実施。減塩の関心が低い学童、思春期からの園、学校と連携した取組みを行う。
- 運動習慣が低い若い世代への啓発。

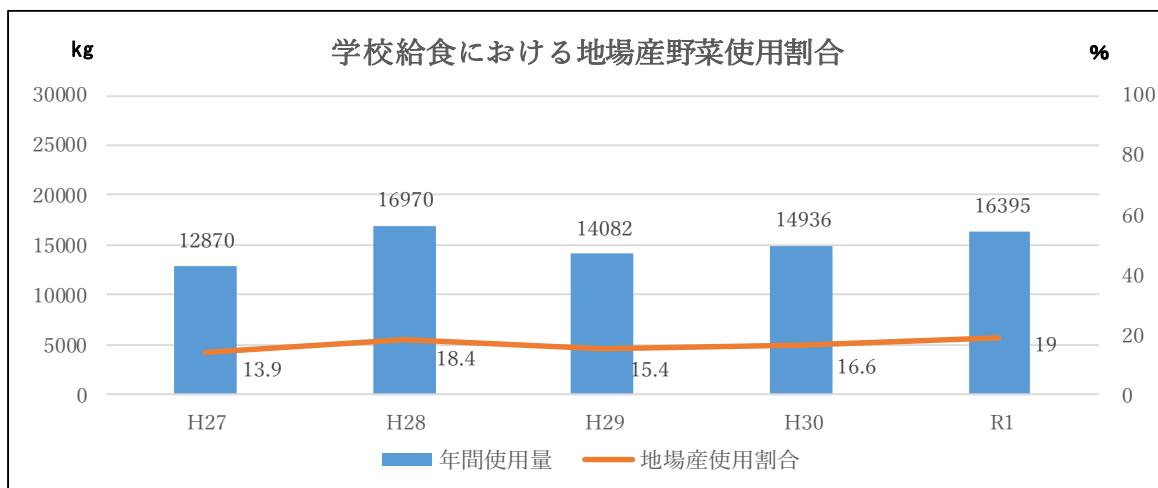
②「安心・安全な農畜産物の生産と地産地消の推進」

＜達成状況＞

- 地産地消に関心がある人の割合は目標まで達していないが増加している。しかし、関心があり実践している人の割合は低く、20歳代の若い年代で低い状況。
- 直売所の利用者は増加傾向にある。直売所の認知度が増え、利用者の定着や、スーパーの直売コーナーの充実が利用者の増加につながっていると考えられる。
直売所の利用理由としては、「新鮮だから」が一番多い。

＜課題と今後の方向性＞

- 食の安全で「安心して購入できるから」「安全だから」と直売所を利用している人は、56.6%で、地元産、国産に関心がある状況。更なる地産地消の推進と、関心はあるが実践していない若い世代への啓発が必要。
- 小児期からの地産地消、和食、ごはん食の知識の啓発、普及のため、学校給食での地場産農畜産物の使用拡大を図る。
- 高齢化により生産者の離農が進んでおり、直売所も規模縮小傾向になっている。新たな生産者を確保し地場産農畜産物の品数や量を増やすことにより直売所の充実を図る。



R1 学校給食における阿賀野市産使用量調査より

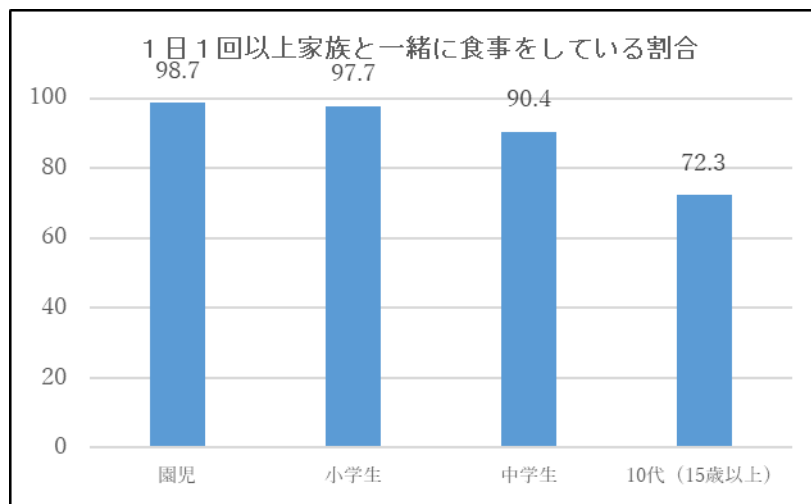
③「食文化の伝承と発展」

＜達成状況＞

- 1日1回以上、週5回以上家族と一緒に食事をする割合は園児98.7%、小学生97.7%、中学生90.4%で微増しており改善してきている。20歳代で一番低くなっているが子育て世代の30歳代から増加している。
- ごはんを1日2食以上食べている割合は微減して悪化している。1日1食以下が1割以上みられた。
- 家庭で郷土料理を食べている割合は微減している。郷土料理がわからない人も17%だった。

＜課題と今後の方向性＞

- 正しい食習慣、食マナーの継承のため、特に幼児期、小児期の家族と一緒に食事の啓発。
- 和食の推進と、ごはん食の啓発。
- 地域の食の伝承のため、幼児期、学童期の給食、総合の学習等を活用した推進を行う。食生活改善推進委員等と協力し、若い保護者世代へ向けた郷土料理の啓発を行う。



R1 生活アンケート、生活実態調査、阿賀野市健康と生活に関するアンケートより

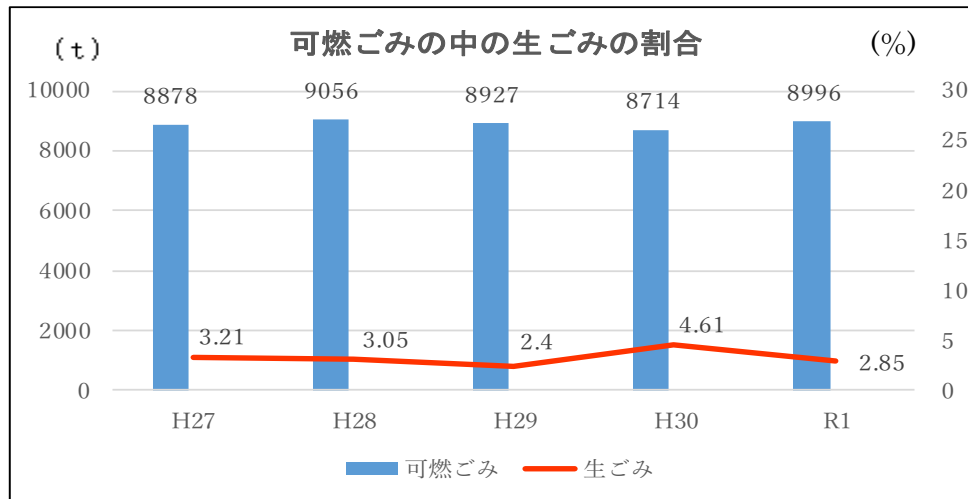
④「食をとりまく環境問題への取組」

＜達成状況＞

- マイバック利用者は増加しており、目標値を大きく超え、達成している。
- 家庭から出すごみを減らす努力者減少し、悪化している。30歳代以下の若い年代で低い。

＜課題と今後の方向性＞

- 令和2年7月からスーパーなどのレジ袋の有料化が義務づけられたことから、マイバックスの利用者増加がみられるが、家庭から出すごみを減らす努力者の割合が減少している。
- ごみの分別によるリサイクルの取組だけでなく、食品ロスや廃プラスチックなどのごみ問題について市民へ周知を図ることで、家庭ごみの減量化を進める。



R1 阿賀野市環境センターごみ質検査より

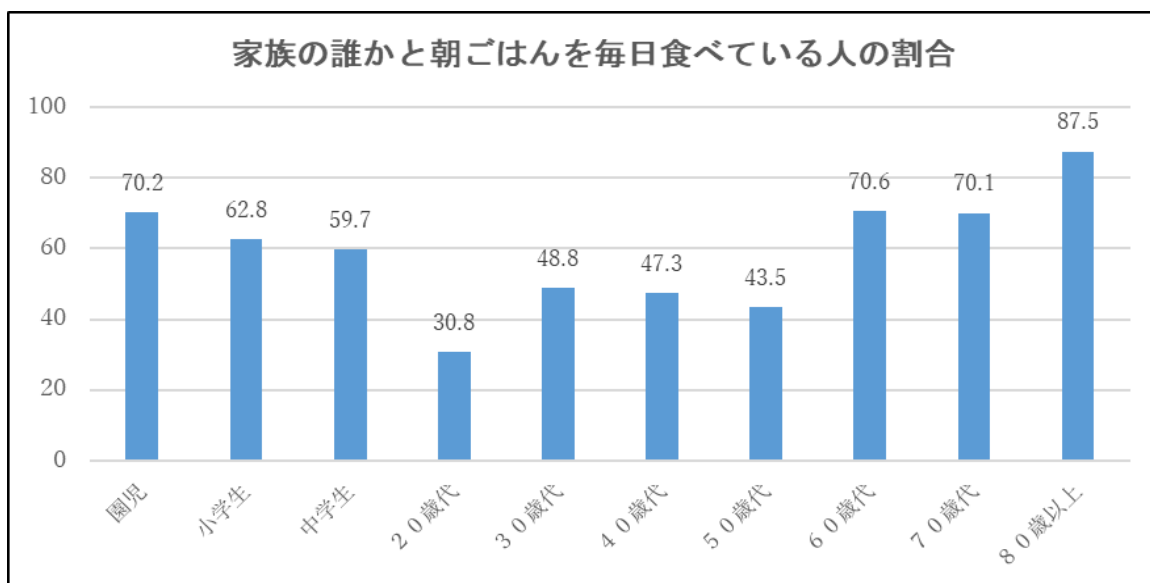
重点目標＜家族で毎日朝ごはん(米飯)＞

＜達成状況＞

- 毎日家族の誰かと一緒に朝ごはんを食べる割合は減少し、悪化している。

＜課題と今後の方向性＞

- ライフスタイルの多様化により、一緒に朝ごはんを食べられない状況もあるが、特に幼児期、学童期における共食は食の確立において重要であり、今後も朝ごはんの摂取とあわせて、推進していく。またごはんがすすむレシピの紹介を行いながら、米飯の推進も併せて行う。



R1 阿賀野市まちづくりアンケートより

3 課題と目標

市では、第2次計画の結果を踏まえて、第2次計画に引き続き4つの目標を設定しました。

「食に関する知識の習得と健全な食習慣の実践」

生活習慣の変化

- ・生活リズムの多様化
- ・家族で食卓を囲む機会の減少と子どものこ食（孤・個・子など）
- ・手作り料理の減少と外食中食利用の増加
- ・朝食の欠食と簡素化
- ・食嗜好の違いにより、食事を共有できない

食知識の不足と

栄養バランスの乱れ

- ・ダイエット、健康情報などメディア情報の氾濫
- ・子どもの食知識の不足
- ・間食のとりすぎ
- ・食嗜好や習慣による塩分摂取の過剰
- ・よく噛めず柔らかいものを好む

目標

【食に関する知識の習得と健全な食習慣の実践】

- ・健全な生活リズムによる家族団らんの食事
- ・基本的な食に関する知識の習得
- ・運動習慣と健全な生活リズムでの食事摂取による健康の保持増進
- ・歯と口の健康に関する普及啓発
- ・体験活動による食認識の育成

- * 食に対する正しい知識を習得することにより、健全な食習慣を堅持することができ、心身ともに健康につながるものと確信します。

「安心・安全な農畜産物の生産と地産地消の推進」

食の安全への不安

- ・輸入食品に対する安全への不安
- ・安全な食品を購入したいと考えている人の増加

日本食離れと地域農業への認識不足

- ・米消費の減少
- ・地元農産物に対する認識不足
- ・農業を営む人の減少
- ・農作業を知らない若い世代の増加

目標

【安心・安全な農畜産物の生産と地産地消の推進】

- ・学校給食での地場産農畜産物使用拡大
- ・直売所の充実と直売所マップによるPR
- ・農業体験等による地元食材の発見及び再認識
- ・新たな生産者の確保・育成

- * 農作物も輸入品が多くなり、その食材の安全性に問題が出てきています。そのような中、地元で作った新鮮な食材を使うことにより、食の安心安全や地場産業の拡大につながります。

「食文化の伝承と発展」

伝統的な日本の食文化の衰退

- 日本の食文化が伝承されない
- 食への感謝の気持ちの希薄化
- 手料理と郷土料理の減少
- 核家族の増加

目標

【食文化の伝承と発展】

- 食に関わる人への感謝のあいさつの習慣
- 正しい日本食マナーの継承
- 地域特有の郷土料理の伝承
- 和食、ごはん食の推進
- 家庭料理の継承

- * 伝統的な行事に結びつく料理や、地元の食材を利用した料理、それぞれの家庭で受け継がれてきた料理など、地域で培われてきた食文化やその歴史への理解を深め、次世代へ継承していくことを目指します。

「食をとりまく環境問題への取組」

環境問題に対する意識不足

- 食材の大量廃棄、もったいない意識のうすれ
- ペットボトル、プラスチック、過剰包装などによるごみの増大

目標

【食をとりまく環境問題への取組】

- 「もったいない」意識の定着
- 環境に配慮した食材の生産消費
- 簡易包装によるゴミの削減
- リサイクルの推進

- * 食生活から発生する廃棄物の増加を防ぐことが、環境問題につながると考え、次世代のため、エコ環境を目指します。

4 計画全体の推進目標

第2次計画では「家族で毎日朝ごはん（米飯）」を重点目標に掲げ食育を推進しましたが、目標の達成には至らなかったため、朝ごはんの推進は今後も取組を継続します。

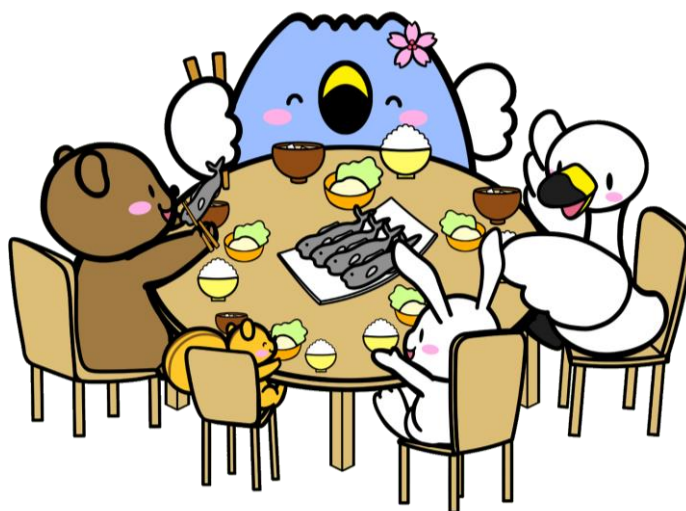
今後更に「食育」を推進していくためには「家族」が重要であることから、第3次計画では全体の目標を大目標・中目標と分けて設定しました。大目標では家族全体で行う食育を取り組んでいきます。また中目標では、食育や健康に関心が低い若い世代をターゲットに「朝食摂取」「減塩」「バランス食」に取り組んでいきます。

大目標

「家族みんなで取り組む食育の推進」

中目標

「若い世代からの朝食摂取、減塩、バランス食の推進」



5 第3次計画の数値目標

「3 課題と目標」を達成するために具体的な目標（指標）を設定しました。

1. 全体目標

■若い世代への食育の推進

指標	現状値	目標値
大指標：食育に関心を持っている人の増加（全世代）	62.5%	90%以上
▶中指標：食育に関心を持っている人の増加（10～20歳代）	43.6%	50%以上

2. 分野（重点課題）別目標および指標

①「食に関する知識の習得と健全な食習慣の実践」

・健康寿命延伸のための食育の推進

■若い世代の朝食摂取の推進

■子どものころからの適正体重維持のための食育の推進

■子どものころからの減塩の推進

	指標	現状値	目標値
朝食を毎日食べていない人の減少	園児	3.4%	0%
	小学生	4.3%	0%
	中学生	9.8%	0%
	20歳代男性	50.0%	35%以下
	20歳代女性	30.6%	25%以下
	30歳代男性	29.3%	25%以下
	30歳代女性	23.9%	20%以下
肥満者の減少	園児（肥満度15%以上）	3.3%	減少
	小学生（肥満度20%以上）	9.6%	減少
	中学生（肥満度20%以上）	9.8%	6.5%以下
	20～60歳代男性（BMI25以上）	30.5%	25%以下
	40～60歳代女性（BMI25以上）	21.9%	18%以下
やせの人の減少	園児（肥満度-15%以下）	1.6%	減少
	小学生（肥満度-15%以下）	7.1%	減少
	中学生（肥満度-15%以下）	10.7%	減少
	20歳代女性（BMI18.5未満）	23.1%	20%以下
	60歳以上の男女（BMI20未満）	19.3%	16%以下
主食・主菜・副菜のそろった食事を1日2回以上食べている人の増加		78.6%	80%以上
野菜料理（漬物以外）を1食に2皿以上食べている人の増加		42.3%	55%以上
普段の食事で減塩・適塩を心がけている人の増加		64.9%	70%以上
高血圧症の受療件数の減少		1,379件	1,300件
『塩をとりすぎ新潟県民の10の食習慣』を知っている人の増加 （重点対象層：20～30歳代）		14.6% (9.8%)	20% (12%)
（『塩をとりすぎ新潟県民の10の食習慣』のうち） 普段の食事を満腹まで食べる人の減少		79.3% (H30)	70%
（『塩をとりすぎ新潟県民の10の食習慣』のうち） 濃い味付けを好んで食べる人の減少		39.5% (H30)	35%
（『塩をとりすぎ新潟県民の10の食習慣』のうち） 麺の汁を1/3以上飲む人の減少		47.3% (H30)	43%

外食や食品購入の際に栄養成分表示を参考にする人の増加	55.2%	70%以上
ひと口に20回以上噛んで食べる人の増加	21.7%	23%以上
1日30分以上、週2回以上の運動を1年以上継続している人の増加	31.7%	35%以上
市が実施する生活習慣病予防やフレイル予防に関する料理教室の実施数	年3回	年4回
食生活改善推進委員が従事する地域での健康教室の実施数 および参加住民数	64回 (H30)	年65回
	年1060人 (H30)	(5年で) 5000人以上
市内統一の減塩給食を提供する	—	年6回
クックパッド阿賀野市公式キッチンの新規掲載レシピ数	年27品	年30品

②「安心・安全な農畜産物の生産と地産地消の推進」

- ・地産地消をすすめる食育の推進
 - 地場産食材の消費拡大
 - 学校給食の地産地消

指 標	現状値	目標値
地産地消に関心がある人の増加	77.0%	90%以上
スーパーや直売所で地場産野菜を購入する人の増加	73.8%	80%以上
学校給食の地場産食材（野菜）の利用増加（重量ベース）	19.0%	20%以上

③「食文化の伝承と発展」

- ・食文化の継承、豊かな食体験のための食育の推進
 - 共食を通じたコミュニケーション、豊かな食体験の増加
 - 和食・ごはん食の推進
 - 若い人への郷土料理の普及

指 標	現状値	目標値	
朝食を家族の誰かと一緒に食べている人の増加	58.1%	90%以上	
朝食または夕食を家族と一緒に 食べる共食の回数	園児	週12.4回	週14回
	小学生	週11.8回	週13回
	中学生	週10.7回	週12回
ご飯（米飯）を1日2食以上食べている人の増加	86.1%	90%以上	
家庭で郷土料理を食べている人の増加	59.9%	65%以上	
市が実施する郷土料理や地元の食を伝える教室の実施数	年3回	年3回	

④「食をとりまく環境問題への取組」

- ・食の循環や環境を意識した食育の推進
 - 家庭からの食品ロスを削減するための普及啓発

指 標	現状値	目標値
家庭からのごみを減らす努力をしている人の増加	65.5%	70%以上
可燃ごみの中の生ごみの割合の減少	2.9%	2.5%以下

⑤その他

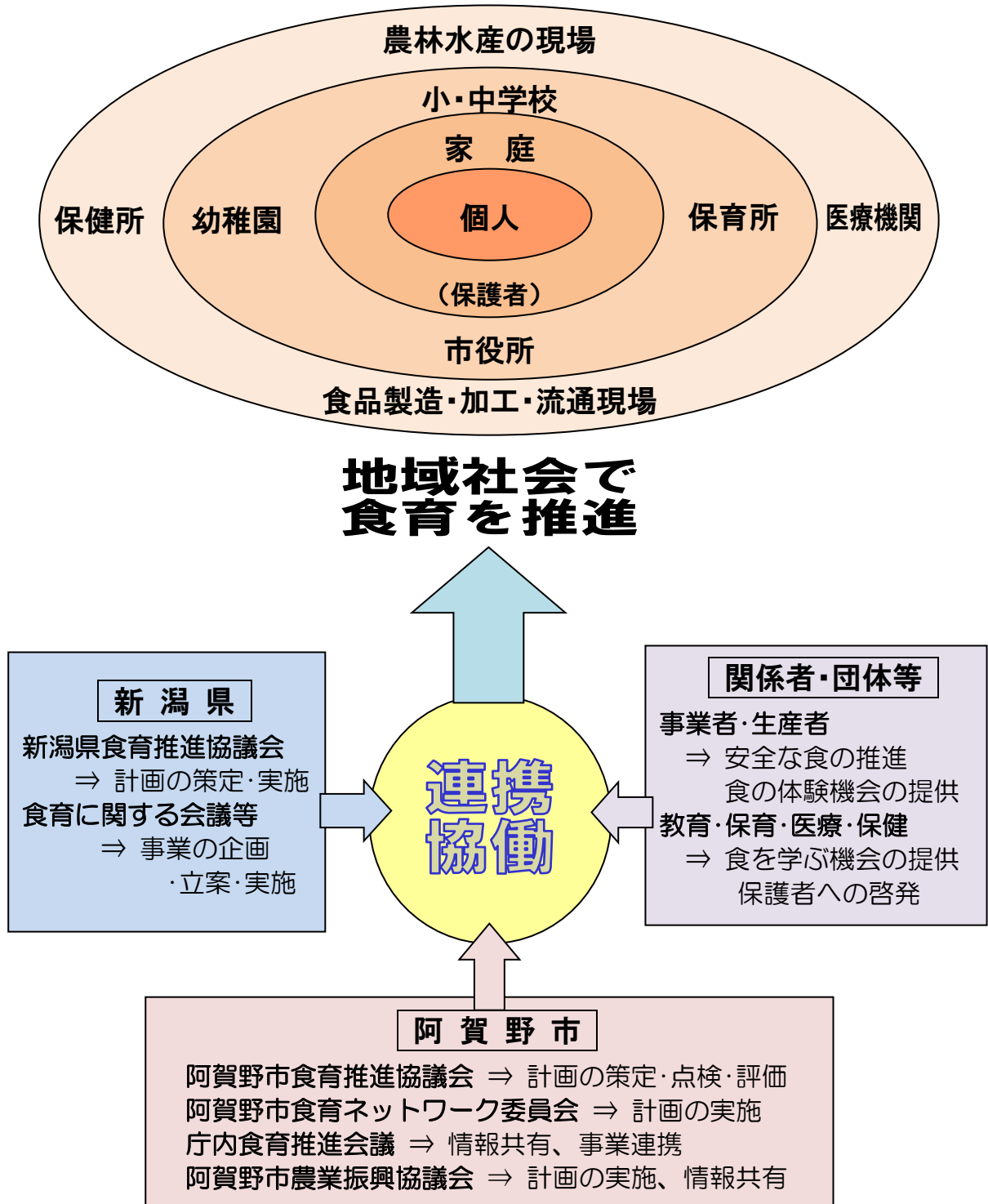
- 災害に備えた食の備蓄の推進

指 標	現状値	目標値
災害に備えた食料品などの備蓄をしている人の増加	21.1%	25%以上

6 計画の推進体制

阿賀野市の地域特性などを活かした食育を具体的に推進するため、家庭、保育園、幼稚園、学校、地域、企業など、さまざまな領域において、総合的に「食育」を進める必要があります。

このため、市では、関係課が横断的な連携を図りながら、関係団体との連携により市民に「食育」が浸透するように計画を推進していきます。



第3章 目標別取組の内容

第2章で示した目的と目標を達成するために行なう「施策展開」に沿って具体的に進める方策について示します。

1 「食に関する知識の習得と健全な食習慣の実践」のために

健康で豊かに過ごすためには、健全な食生活習慣が不可欠です。

そのため、子どもだけでなく、乳幼児期から高齢期までの全ての世代において規則正しい食生活やバランスのとれた食事に対する知識の習得と実践を促進します。

また、健康づくりにおいて運動は欠くことができないことから、運動習慣づくりを促進します。

さらに、歯や口の健康を保ち、自分の歯で食べることは健康な食生活を営むための基本です。生涯自分の歯で食事を楽しむため、子どもから高齢者までの幅広い歯科保健対策の充実を図ります。

①望ましい食事習慣や栄養についての講習会の開催

適切な食事バランスや食生活習慣、栄養の知識の普及のための健康講座や調理教室をとおして学ぶ機会を充実します。

具体的な取組

○健康づくりのための料理教室の開催

- ・各地区、団体において正しい食生活や栄養の講話や調理実習の実施
- ・食生活改善推進委員協議会と共催での事業の実施

○疾病予防講座の開催

- ・糖尿病予防教室等の生活習慣病予防教室の開催

○食生活改善指導の充実

- ・健診結果説明会や健康相談日における個別相談指導の実施

○健康づくりに関する住民組織の育成支援

- ・健康づくり普及活動を行う健康推進委員会、食生活改善推進委員協議会の育成支援

○乳幼児健診、教室における栄養相談指導の実施

②食育の普及啓発

食育に関する市民の理解を深めるため、普及啓発に努めます。

具体的な取組

○食育月間、食育の日の普及啓発

- ・「毎年6月は食育月間」、「毎月19日は食育の日」を各種イベント、講演会、教室、広報等で市民、団体等への普及啓発を実施

○学校等での食教育の充実

- ・給食レシピ等を使用した家庭への食育の情報提供
- ・食育授業による幼稚園児、小中学生への食教育の実施

○民間団体や事業者の協力による食育啓発

- ・「あがの食育・元気づくり応援団」による店舗等での食育の啓発

- 食育メッセージの普及啓発
 - ・食育メッセージによる食育の啓発、推進
- 市民への食育啓発や情報提供
 - ・広報あがのやホームページへの食育情報や献立等の掲載

【一人ひとりができる取組】

- 家族みんなで、朝ごはんを食べる習慣をつけましょう！
- バランスよく三食食べましょう！
- 栄養成分表示を参考にしましょう！
- 減塩に心がけ、「塩のとりすぎ新潟県民の10の食習慣」に気をつけましょう！
- 自分自身の健康状態を知るために1年に一度は健診を受けましょう！
- 食生活や健康に関する講習会などに積極的に参加しましょう！

③健康づくりのための運動啓発

健康づくりにおいて、運動は食事とともに大切であり、健康の維持・増進を図るため、日常生活において運動習慣の実践を推進します。

具体的な取組

- 継続的な運動の推進
 - ・各地区での運動教室の実施
 - ・フィットネスルームの利用推進
 - ・ウォーキングデーの開催
 - ・ウォーキングロード活用の推進
 - ・ラジオ体操の推進
- 運動普及のための組織の育成と活用
 - ・運動普及員会の育成支援
 - ・元気長生き応援隊の活用
- 元気づくり共同会議事業
 - ・水中運動の普及推進
- 子どもの頃から体をたくさん動かすことの推進
 - ・テレビ、ゲームの時間を決め、外で遊ぶことを推進
 - ・家のお手伝いの推進（犬の散歩、掃除をする、買い物等）
 - ・楽しみながら続けられる運動やスポーツの推進

【一人ひとりができる取組】

- 楽しみながら続けられる運動を身につけよう！
- 今より10分多く体を動かす+10（プラステン）から始めよう！
- 1日30分以上、週2回以上の運動をしよう！
- 各地区等で開催される運動教室やウォーキングイベント等に参加してみよう！

④望ましい食習慣の形成

望ましい食習慣と食の知識、食品を選択する力を身につけることが大切です。幼保育園児から食事の楽しさや大切さを学び、よりよい食生活を整えるための取り組みを推進します。

具体的な取組

- 食育講座の実施
 - ・幼保育園児、小中学生及び保護者を対象とした食事の重要性に関する講話や調理実習等の実施
- 食に関する個別相談等の実施
 - ・乳幼児健診、教室、育児相談等での個別相談の実施
 - ・園発育調査実施と個別食生活相談指導
- 幼保育園における食育の充実
 - ・野菜栽培や親子調理教室等での体験による食べ物を大切にする力の習得
- 小学校、中学校における食育の実践
 - ・各教科、特別活動（学級活動・給食指導・学校行事等）、総合的な学習の時間などを活用し、各時間の特性を生かし目標を踏まえた取り組みを行う。
 - ・栄養教諭、養護教諭、各学級担任、教科担任の連携による食育授業の実施
 - ・中学2年生に対する生活習慣病予防事業の実施

⑤歯や口の健康についての普及

生涯を通じて自分の歯で噛んでおいしく食べることは、心身ともに健康な生活を営むために重要です。歯や口の健康を守るために、むし歯予防・歯周病予防に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

具体的な取組

- 歯科健診事業の実施
 - ・歯科健診での歯みがき指導・個別相談
 - ・成人歯科健診（集団健（検）診時に歯科健診・お口の健康チェック）
 - ・歯周病節目検診（個別健診・お口の健康チェック）
 - ・親と子のよい歯のコンクール、いきいき人生よい歯のコンクールの推薦
- う蝕予防事業の実施
 - ・フッ化物塗布（10ヶ月児から年少児を対象に歯科健診・フッ化物歯面塗布）
 - ・フッ化物洗口（幼・保育園、小・中学校で実施）
- 歯科保健健康教育の実施
 - ・むし歯・歯肉炎予防教室（幼保育園、小中学校及び保護者へ、原因と予防・望ましい生活習慣の啓発）
 - ・口腔ケア教室
- 高齢者等事業の実施
 - ・要介護者等歯科保健推進事業の推進（県事業 無料訪問歯科健診）
 - ・訪問歯科相談
 - ・高齢者教室等での講話
 - ・後期高齢者歯科健診（個別健診・お口の健康チェック）
- 広報活動
 - ・広報あがのやホームページへの掲載

【一人ひとりができる取組】

- 定期的に歯科健診や歯石除去を受けましょう！
- 糸ようじや歯間ブラシを使う習慣を身につけましょう！
- 生涯を通じフッ化物を利用しましょう！
- 糖分を含む食品の適正摂取を心がけましょう！
- よく噛んで食べる習慣を身につけましょう！

⑥食に対する相談体制の充実

健全な食生活習慣の実践のために、相談体制の整備と充実を図ります。

具体的な取組

○妊娠期における相談

- ・母子手帳交付、マタニティ教室時の相談

○乳幼児期における相談

- ・4ヶ月児健診、10ヶ月児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診、離乳食講習会での相談。育児相談日。にこにこ相談。

○訪問相談の実施

○消費者行政相談窓口の設置

- ・食の不安に関する消費者行政相談窓口の設置

2 「安心・安全な農畜産物の生産と地産地消の推進」のために

地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」は、「顔が見え、話ができる関係」で生産者と消費者を結びつけるとともに、地域農業の活性化につながります。さらに、地元産は新鮮だけにとどまらず、農畜産物がもつ栄養素は、旬の時期に最も多く含まれるため、栄養と魅（味）力がたっぷりです。

また、流通などにかかる環境負担が少ないなどの利点があります。

阿賀野市で生産された新鮮で美味しい農畜産物の消費拡大を促進します。

①農業の体験活動と生産者と消費者の交流

食に対する感謝の気持ちや食の大切さを学ぶため食農体験活動を推進します。

生産の過程や生産者の苦勞、自然の恵み等により農畜産物が生産されていることを身近に感じ、食べ物を大切に作る心を育てます。

また、消費者が農業への理解や関心を深めるために生産者との交流会を実施します。

具体的な取組

○食農体験学習の推進

- ・幼保育園、小中学校での米づくり、野菜づくりなどの農作業体験の実施
- ・教育ファームの推進

○学校給食における生産者との交流

- ・幼保育園、学校給食食材の生産者や食農体験協力者と子どもたちの交流会の実施

- 農畜産物の生産
 - ・ 水稲や園芸の栽培に関する技術情報等の発行
 - ・ 品質向上のための生産者（水稲・園芸）研修会の開催

②直売所の充実、スーパー等での地場産農畜産物の供給拡大

農畜産物の作り手の顔が見える「安心・安全」と新鮮な農畜産物の宝庫である直売所の充実を図ります。また、スーパー等での地場産コーナーの設置拡大を促進し、地産地消の普及啓発に努めます。

具体的な取組

- 農畜産物直売所の品揃えや量の充実
- 地場産農畜産物の販売促進
- スーパー等における地場産コーナーの設置、拡大の促進
- 阿賀野市産農畜産物のPR

③学校給食での地産地消の実施

幼保育園、学校給食で地元産食材の使用を促進して、地産地消推進とその意義を啓発します。また、ごはん中心の日本型食生活を給食献立に取り入れ、和食の推進を図ります。

具体的な取組

- 学校給食への地場産農畜産物使用促進
 - ・ 幼保育園給食、学校給食での地場産農畜産物の供給拡大
 - ・ 地場産農畜産物を主とした給食や郷土料理を取り入れた給食献立の実施
- 学校給食での米飯給食の推進
 - ・ 幼保育園、小中学校での和食を中心とした米飯給食の推進

④地産地消の促進

阿賀野市で生産された農畜産物を使用した料理教室などを充実します。家庭で地元で生産された食材の利用促進をすすめます。

具体的な取組

- 地場産農畜産物を使用した料理教室の開催
- イベントでの地産地消のPRと旬の農畜産物を使ったメニューの紹介
- 地産地消と食の安心・安全に関する講座の開催
- ごはん食を中心とした和食の促進
 - ・ 米を主食とした和食の推奨
- 地産地消推進のための組織の育成、支援
 - ・ 地産地消の普及啓発のため、農村地域生活アドバイザーによる料理教室の開催や活動支援の実施

【一人ひとりができる取組】

- 農業体験型のイベントに参加してみましょう！
- 安全な食材を選ぶ目を養いましょう！
- 地元の食材や旬の食材を使うように心がけましょう！
- ごはんを中心とした和食を進んで食べましょう！
- 阿賀野市産の新鮮で美味しい食べ物に関心を持ちましょう！
- 旬の地元食材に関心を持ち直売所を巡ってみましょう！

3 「食文化の伝承と発展」のために

“ごはん”を中心とした日本型食生活の再認識と普及の推進するため、正しい和食のマナーの伝承を図ります。

郷土料理・行事食等の普及啓発、阿賀野市や地域特有の食習慣や食文化の継承を行います。

①郷土料理の講習会の開催とPR

イベントや料理教室で郷土料理や行事食の普及を図ります。

具体的な取組

- 伝統行事、伝統食品の啓発
 - ・地域に伝わる行事や食品、料理などのPR
 - ・食育メッセージレシピ集の活用
- 日本型食生活のメニューの提案
 - ・ごはんを中心とした日本型食生活の推奨と和食メニューの紹介
- 郷土料理の普及
 - ・郷土料理普及のための料理教室の開催

②学校給食献立での郷土料理の活用

幼保育園、小中学校給食献立において地場産物の食材を活用し、幼児期から行事食、郷土料理に触れる機会を作り、食文化の伝承を図ります。

具体的な取組

- 和食献立の推進
- 小中学校「給食週間」などでの郷土料理献立日の設定
- 給食時間、給食だよりでの郷土料理の情報提供

③家族そろっての食事の推奨

家族そろって食べる食事は、食を楽しみながら家族関係を円滑にします。

また、食事のマナーを伝え、身につけるうえでも重要です。特に子どもが正しいマナーを身につけていけるように、家族そろっての食事の推奨をします。

具体的な取組

- 家族団らんの食事の啓発
 - ・乳幼児健診、子育て支援センター、幼保育園、学校等における普及啓発
- 親子料理教室の開催
 - ・親子で一緒に作り、食べる喜びを実感するための料理教室の開催

④民間団体と連携した取組

市内の飲食店、スーパー等において、郷土料理を紹介、提供し、日常生活で郷土料理にふれる機会をつくります。

具体的な取組

- 飲食店、スーパー等での郷土料理の情報提供
- イベントの活用
 - ・各種イベント等での郷土料理の紹介

【一人ひとりができる取組】

- 家族そろって食事をする機会をつくりましょう！
- 親子で一緒に食事をつくりましょう！
- 食事マナーなどを家庭でしっかり教えましょう！
- 「いただきます」「ごちそうさま」の感謝のあいさつをしましょう！
- 「家庭の味」を大切に伝えましょう！

4 「食をとりまく環境問題への取組」のために

食料生産は自然環境と深くつながっています。「食」の大切さとともに自然環境への配慮も重要です。そのため、阿賀野市で進めている環境政策と「食」を関連づけ、食をとりまく環境問題について市民への意識づけを図り、環境にやさしい食育の普及啓発に努めます。

① 環境に配慮した取組の推進

環境に配慮した食育の推進には、個人や家庭での取組だけでなく、行政・学校・企業など、地域全体での取組が必要です。SDGs（持続可能な開発目標）の環境対策に取り組み、互いに連携を図りながら、自然や生活環境にやさしい食環境の整備を推進していきます。

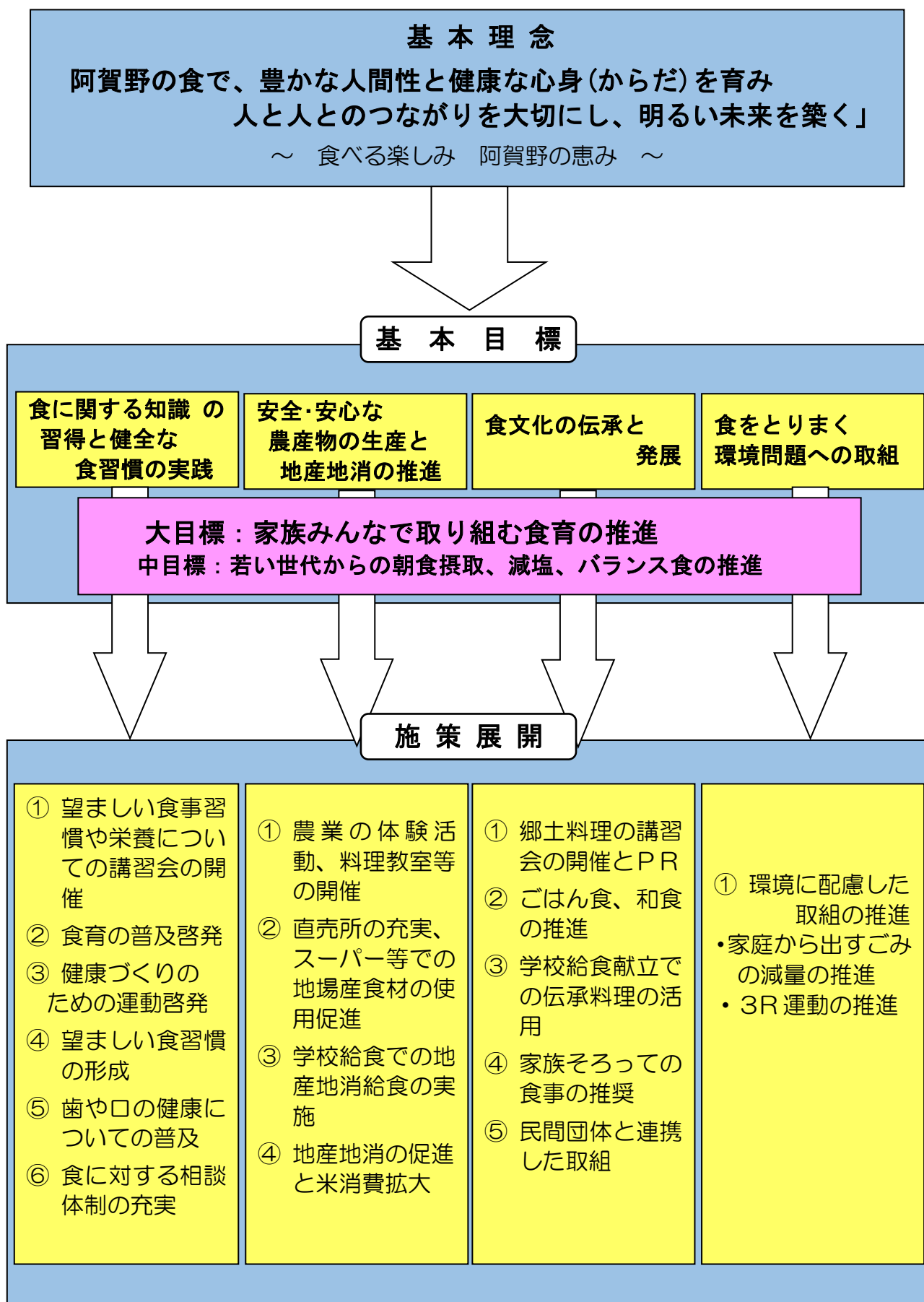
具体的な取組

- ごみ処理過程の体験活動
 - ・ 幼稚園、学校教育における体験学習
 - ・ 市民団体等による研修会の実施
- マイバック、マイ箸の利用促進
 - ・ 各種講座やイベント等を通じての利用の普及啓発
- ごみ分別の周知、徹底
 - ・ 広報等による分別方法の周知と情報の提供
- 食材の簡易包装の推奨
 - ・ 販売店において、食材包装の簡易化の促進
- 残食を出さない取組
 - ・ 学校給食における「もったいない」意識の定着
 - ・ 飲食店での残食ごみ削減、20・10（にいまる・いちまる）運動の推進
 - ・ 家庭での食品ロスを減らす取り組み。3R（ごみを減らす。くり返し使う。資源に再生）の推進
- 食材を大切にするエコ料理の普及啓発
 - ・ 各種料理教室等での食材の廃棄が少ない料理の普及
 - ・ 残り物を利用した献立の紹介など食材を大切にしたエコ料理の普及、啓発
- 店舗等におけるリサイクルボックスの設置、回収
 - ・ 食品トレー、ペットボトル・キャップ、牛乳パックなどの資源ごみの回収
- 家庭における、生ごみ処理の推進
 - ・ 家庭生ごみ処理機の購入補助制度の周知

【一人ひとりができる取組】

- マイバック、マイ箸を持参し、日ごろからエコライフを心がけましょう！
- 食べ残しのない量の買い物と調理をしましょう！
- ごみはきちんと分別して捨てましょう！
- 食品の包装の簡易化に努め、ごみを減らすよう工夫をしましょう！

4 推進体系



第4章 計画の推進管理

1 推進組織

本計画を着実に推進していくためには、計画の進捗状況を常にチェックし、取組内容を修正するなど、柔軟に対応していくことが求められます。

このため、定期的に本計画の進捗を監視し、新たな提案を含め、常に計画を推進していく組織として、本計画の策定時に設置した組織を継続して設置し、必要に応じて推進組織を見直します。

(1) 阿賀野市食育推進協議会

各界、各層から幅広く意見や提案を求めるため、食育に関係のある有識者や専門家を始め、各種団体、食料生産者、販売者代表、消費者代表及び公募市民などからなる「阿賀野市食育推進協議会」を引き続き設置し、専門的立場や市民・事業者の観点から、本計画の点検・評価を行います。

(2) 阿賀野市食育ネットワーク委員会

阿賀野市の食育に携わっている関係機関の連携による実効性の高い食育推進運動を展開するため、各種団体、食料生産者、食品販売事業者、子どもの保護者及び関係行政機関職員などによる「阿賀野市食育ネットワーク委員会」を引き続き設置し、市民レベルの食育について、様々な角度から意見、提案を募集し、新たな食育活動に結びつけていきます。

(3) 庁内食育推進会議

行政内部の関係課職員からなる「庁内食育推進会議」を引き続き設置し、食育関連事業の情報を共有し、意見交換を行い、事業の連携を深め、本計画の行政事務事業における総合的な推進を図ります。

2 関係者の役割

食育の推進を実効性のあるものとしていくためには、前項の組を効果的に運用し、市民、関係者、行政が協力して、それぞれの役割を果たすことが必要です。

(1) 県の役割

第2次新潟県食育推進計画に基づき、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進すると共に、市町村の食育推進計画の進行管理および取組実施について支援・助言が期待されます。

(2) 市の役割

第3次阿賀野市食育推進計画に基づき、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、食育関係団体等と連携・協働しながら、食育の円滑な推進を図ります。

(3) 教育関係者の役割

教育並びに保育に関する職務に従事者及び関係者は、指導計画等に基づく体系的、継続的な食に関する指導を行うことにより、子どもが健全な食生活を実践し、生涯

にわたって健康で豊かな人間性を育てていくための基礎を培うことが求められます。
また、家庭や地域、関係機関と連携して取り組まれることが期待されます。

①保育所等

食に関する指導計画や効果的な指導媒体を作成し、計画的で分かりやすい食の指導を推進します。

また、家庭からの食に関する相談や食についての情報提供を行い、子どもが健康な食生活を営めるよう支援することが期待されます。

②小学校・中学校

学校給食における実践的な指導をはじめ、学級活動、体育(保健体育)、技術家庭、その他関係する教科等、学校の教育活動全体を通じて食育を推進します。そのため、食に関する指導の全体計画、年間指導計画の作成・改善を進め、栄養教諭を中心に全教職員が連携・協力して取り組みます。

なお、家庭と連携するとともに、必要に応じて外部ボランティアや専門家の協力を得ながら取り組まれることが期待されます。

(4) 医療保険関係者等の役割

医療及び保健に関する職務の従事者や、それらの関係機関及び関係団体は、あらゆる機会や場所を活用して、他の関係団体とも連携しながら、積極的に食育を推進することが期待されます。

(5) 農林漁業者等の役割

農林漁業者及びその関係団体は、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、情報発信するとともに、教育関係者等と連携して食育活動を行うことが期待されます。

(6) 食品関連事業者等の役割

食品の製造、加工、流通、販売または食事の提供を行う事業者等は、日常の業務を通して自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、国や県、市が実施する食育に関する施策や活動を共に推進することが期待されます。

(7) 市民の役割

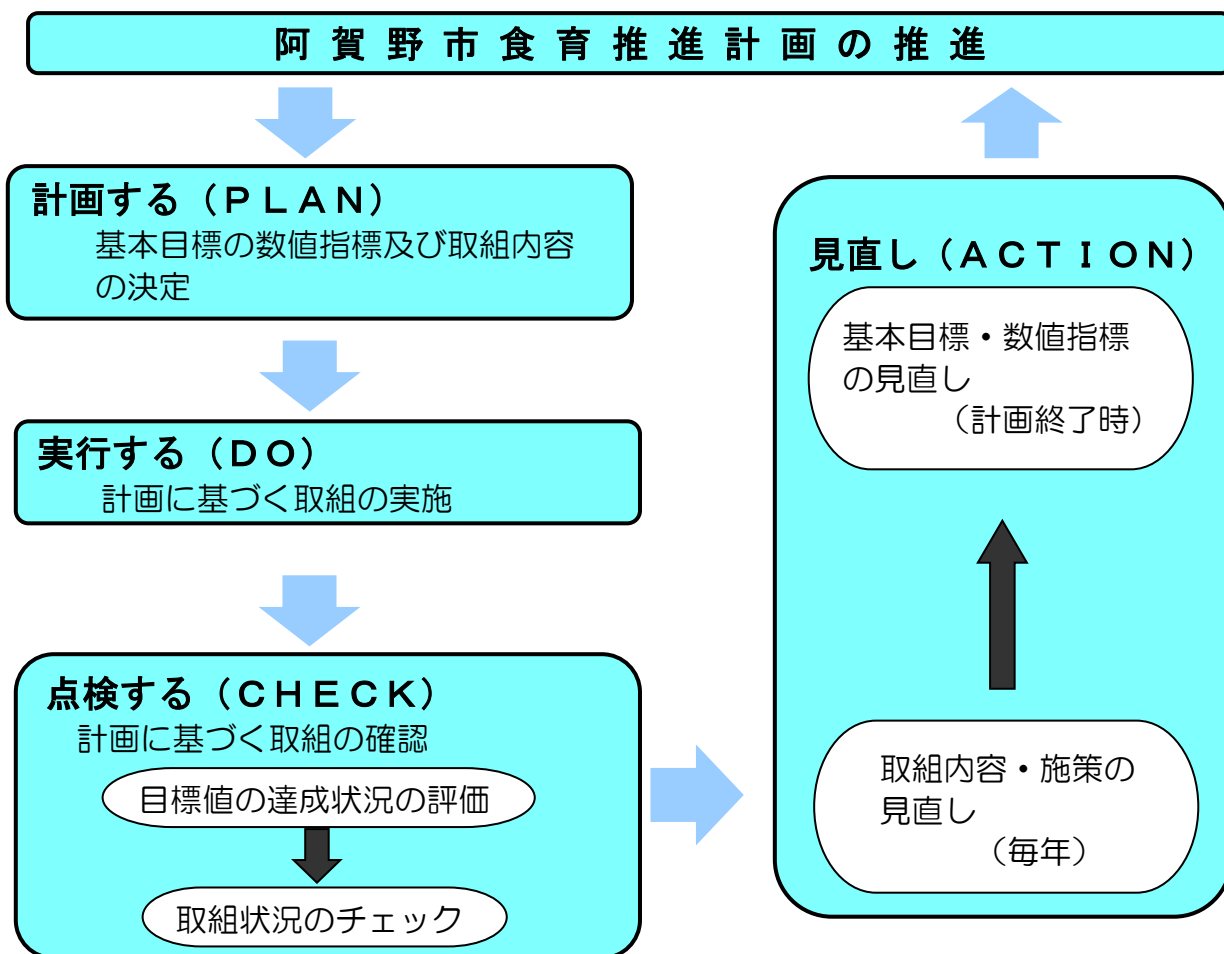
市民は、家庭、学校、保育所、職場などを含めた地域社会において、生涯にわたる健全な食生活の実現に努めることが期待されます。

(8) 子どもの保護者

父母その他の保護者は、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進活動に取り組むよう努めることが期待されます。

3 目標達成評価フロー（PDCAサイクルの活用）

計画に掲げた基本目標を達成するため、取組の方向で示した施策及び家庭での取組などの進捗状況をチェックするとともに、数値指標を評価し、取組の内容を定期的に見直していく仕組みをフロー図として示します。



参考資料

1 食育基本法

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。

また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行なう能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行なわなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行うものにあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行なわなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行なわなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行なわなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国と連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行なう事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等が行なう自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議がおかれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立

に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

- 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画（(食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」を「食育推進会議 食育基本法 少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」に改める。

2 策定組織名簿

阿賀野市食育推進協議会 委員名簿

所 属	職 名	氏 名
新発田地域振興局 健康福祉環境部	地域保健課長	樋口 広美
歯科医師会	阿賀野班 歯科医師	高橋 希
阿賀野市食生活改善推進委員協議会	会長	○ 山賀 好子
北蒲みなみ農業協同組合	代表理事組合長	佐藤 秀幸
ささかみ農業協同組合	代表理事組合長	● 稲毛 秀利
阿賀野市小中学校長	堀越小学校長	五十嵐めぐみ
阿賀野市認定農業者会	会長	山崎 文廣
幼保育園長	安田幼稚園理事長	新保 憲子
株式会社めんつう	代表取締役社長	羽田 一樹
市民代表		五十嵐 秀美
市民代表		大関 千寛

● 会長 ○副会長

阿賀野市食育ネットワーク委員会 委員名簿

所 属	職 名	氏 名
阿賀野市食生活改善推進委員協議会	副会長	● 小野 孝子
新発田地域振興局	地域保健課 主査	広沢 圭子
健康推進委員会	健康推進員	石井ともみ
運動普及員会	会長	涌井フミイ
五頭温泉郷旅館協働組合	女将代表	荒木 咲子
(有)ヤスタヨーグルト	執行役員販売管理部部長	伊藤 忠憲
水原中学校	養護教諭	堀 時子
分田小学校	養護助教諭	佐藤 理絵
安田小学校	栄養教諭	長谷川多恵子
安野こども園	教頭	酒井 智子
北蒲みなみ農業協同組合	営農課	小貫 綾子
ささかみ農業協同組合	営農課	武仲 美智子
生産者代表	農村地域生活アドバイザー	安孫子 文子
生産者代表	農村地域生活アドバイザー	佐藤 マス
阿賀野市社会教育委員		若月 正和

● 会長

庁内食育推進会議 名簿

所 属	職 名	氏 名
生涯学習課	社会教育係 主任	小林 英 伸
生涯学習課	社会教育係 行政専門員	佐藤 佳 子
学校教育課	教育総務係 主任	漆 山 薫
市民生活課	環境係 係長	中山 俊 道
商工観光課	観光係 主事	長谷川 桃 子
農 林 課	農林企画係 主任	荻 野 剛 志
社会福祉課	児童福祉係 主事	佐藤 紗 也 佳
健康推進課	課長補佐	小 池 勉
健康推進課	成人係 主幹	野崎 アユミ
健康推進課	成人係 主任	吉 村 達 彦
健康推進課	子育て係 主任	高 橋 佳 子
健康推進課	子育て係 行政専門員	小 林 美 子
健康推進課	健康づくり係 係長	佐藤 美 穂
健康推進課	健康づくり係 主幹	和 田 祥 子
健康推進課	健康づくり係 保健師	佐 野 静

3 策定経過

日 時	会 議 等
平成31年 4月24日	平成31年度 庁内食育推進会議 ・第2次阿賀野市食育推進計画の評価と第3次計画の策定について
令和2年 2月17日	令和元年度 阿賀野市食育ネットワーク委員会 ・第2次阿賀野市食育推進計画の評価と第3次計画の策定について
令和2年 3月	令和元年度 阿賀野市食育推進協議会 ・第2次阿賀野市食育推進計画の評価と第3次計画の策定について 〔書面会議〕
令和2年 6月 4日	令和2年度 庁内食育推進会議 ・第3次阿賀野市食育推進計画（案）について
令和2年 7月31日	令和2年度 第1回阿賀野市食育推進協議会 ・第3次阿賀野市食育推進計画（案）について
令和2年9月23日～ 10月22日	パブリックコメントの実施 ・資料は市ホームページ公表、保健センターと各支所で配布
令和2年 月 日	パブリックコメント結果の公表 ・資料は市ホームページで公表。保健センターと各支所でも配布

第3次阿賀野市食育推進計画

令和2年 月策定

阿賀野市 民生部 健康推進課

〒959-2092

阿賀野市岡山町 10 番 15 号

TEL : 0250-62-2510

FAX : 0250-62-2513

E-mail : kenko@city.agano.niigata.jp